

総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成22年9月14日（火曜日）午前9時57分開会

出席委員（8名）

委員 長 中村 芳 隆 君	副委員 長 大野 恭 男 君
委 員 櫻田 貴 久 君	委 員 平山 武 君
委 員 高久 好 一 君	委 員 早乙女 順 子 君
委 員 相馬 義 一 君	委 員 吉成 伸 一 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長 増田 徹 君	総務課長 金丸 俊彦 君
総務課長補佐 松江 孝一郎 君	行政係長 稲見 一志 君
人事研修係長 高橋 守 君	給与更生係長 河合 浩 君
財政課長 佐藤 行雄 君	財政課長補佐 兼財政係長 伴内 照和 君
管財係長 月井 幸一 君	契約検査課長 鈴木 秀男 君
契約検査課長 補佐 兼契約係長 小仁所 滋 君	検査係長 久留生 利美 君
課税課長 熊田 一雄 君	課税課長補佐 兼税制係長 大武 利幸 君
市民税係長 相馬 勇 君	国民健康 保険税係長 星 すみ枝 君
資産税土地 係長 関谷 逸夫 君	資産税家屋 係長 津久井 真樹 君
収税課長 小林 一惠 君	収税課長補佐 兼収納係長 相馬 一男 君
収税課 徴収担当 （副主幹） 室井 宏二 君	収税課 徴収担当 （副主幹） 印南 恭子 君
収税課 徴収担当 （副主幹） 藤田 誠 君	収税課 徴収担当 （副主幹） 室井 啓二 君
西那須野 支所 長 鈴木 健司 君	西那須野支所 総務税務課長 宮本 覚 君

西那須野支所 総務税務課長 補佐兼 税務係長	沼野井	隆	君	西那須野支所 総務税務課 総務係長	齋	藤	保	幸	君
西那須野支所 市民福祉課長	相馬	重富	君	西那須野支所 市民福祉課長 補佐兼 生活環境係長	久	保	周二	君	
塩原支所長	臼井	浄	君	塩原支所 総務福祉課長	君	島	幹朗	君	
塩原支所 総務福祉課長 補佐兼総務・ 税務係長	江連	周治	君	会計管理者 兼会計課長	榆	木	保雄	君	
会計課長補佐 兼歳出係長	楠木	妙子	君	会計課長 歳入係長	藤	田	友子	君	
選管事務局長	荒川	正	君	選管事務局長 補選挙係長	会	田	裕司	君	
監査事務局 監査係長	田代	正行	君						

出席議会議務局職員

議会議務局長	斉藤	誠	君	議事課長	齋	藤	兼次	君
庶務係長	藤田	恵子	君	議事調査係長	稲	見	一美	君

議事日程

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
 - 〔西那須野支所〕
 - ・西那須野支所長あいさつ
 - 〔総務税務課〕
 - ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
 - 〔市民福祉課〕
 - ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
 - 〔塩原支所〕
 - ・塩原支所長あいさつ
 - 〔総務福祉課〕
 - ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
 - 〔総務部〕
 - ・総務部長あいさつ
 - 〔総務課〕

- ・議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

- ・選管・監査事務局長あいさつ
- ・議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔会計課〕

- ・会計管理者あいさつ

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔議会事務局〕

- ・議会事務局長あいさつ

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散会

開会 午前 9時57分

開会及び開議の宣告

中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会に付託されました案件は、補正予算案件1件、条例案件1件、その他の案件1件、決算認定案件5件について審査を行います。

なお、決算審査案件につきましては、関係所管課のところで随時、決算審査特別委員会に切りかえて審査を行いたいと思います。

各位におかれましては、慎重なる審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。あいさついたします。

それでは、ただいまより総務企画常任委員会を開会いたします。

議題により、順次進めてまいります。

西那須野支所の審査

午前10時00分

中村委員長 西那須野支所長がお見えでございますので、ごあいさつをお願いします。

鈴木西那須野支所長（挨拶。）

中村委員長 あいさつが終わりました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 それでは、審査に入ります。

初めに、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

宮本課長。

宮本西那須野支所総務税務課長（議案第55号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

それでは、あわせて市民福祉課の説明をお願いいたします。

相馬課長。

相馬西那須野支所市民福祉課長（議案第55号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

高久委員。

高久委員 屋上の雨漏りの件なんです、西那須野庁舎は建ててどのぐらいになるんですか。

中村委員長 宮本課長。

宮本西那須野支所総務税務課長 平成元年に建築されております。したがって、22年ほど経過しております。

中村委員長 高久委員。

高久委員 レジスターのことなんです、これはリースというようなことなんです、本来は購入ということがリースということなので、リースのほうがやはり安いんですか、これは。半値でもってリースというのは、結構高いというのが私の印象であるんですが。

中村委員長 答弁を求めます。

相馬課長。

相馬西那須野支所市民福祉課長 実際に、購入より若干高くなると思いますけれども、いつでも当然、いわゆるメンテを含めておまして、その対応ができるということでメリットはあるんじゃない

いかというふうに考えております。

中村委員長 ほかにございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 2款1項15目と、今のレジスターなんですけれども、業者の選定においては見積りをどのようにとったかをお伺いします。

中村委員長 相馬課長。

相馬西那須野支所市民福祉課長 見積りにつきましては、現在の機種であります東芝テックというところから、1社、見積りをいただいております。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 なぜ数社から見積りをとらなかったんですか。お伺いします。

中村委員長 相馬課長。

相馬西那須野支所市民福祉課長 これは、あくまでも見積りでありますので、購入の入札につきましては金額的には安いようで、関係課である契約検査課を通さないでの見積り入札検討委員会という組織の中で検討されております。

櫻田委員 了解しました。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔その他〕

中村委員長 これで西那須野支所関連はすべて終わりでございますが、その他で何かございませんか。

執行部のほうから何かございますか。

鈴木西那須野支所長 特にございません。

中村委員長 委員の皆さんから。

早乙女委員。

早乙女委員 議会の中でも、組織改革で西那須野の職員の配置が少なくなっているのではないかと。というようなやりとりが、一時あったかと思うんですけれども、実際には少なくなっているということではないというご答弁だったと思うんですけれども、この組織をかえて、何か不便を市民のほうに強いているようなことというのはないでしょうか。

中村委員長 鈴木支所長。

鈴木西那須野支所長 支所の窓口を預かる職員については、いわゆる来庁者が来たらば受けたところですべて処理するというか、そういう努力をさせてもらっておるんですが、ということは、支所の窓口の職員は、いわゆる係単位じゃなくてオールラウンドの対応をしなければ、窓口に来た方々にサービスの提供ができない。そういうところで、鋭意努力しているところであります。

ただ、やはり足並みというか、那須塩原市としての事務処理の統一を当然しなければなりません。

ので、本庁に確認するというような作業が中には出てまいります。そうすると、本庁に照会しても、どうもいまいち認識のずれというか感覚のずれがあって、返事が返ってこなかったり、遅かったり。勢い、窓口で待たされる時間がかかるというようなことで、中にはおしかりをいただくような案件も出てまいります。

その辺は、いわゆる組織の中での話なので、同じ意識レベルという認識を持った対応をするような意見交換なりなんなりをこれからやっていきながら、そういったものは是正していかなくてはならないなという感じを持っております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今回の組織をかえただけじゃなくて、もう合併当初のときにも、西那須野地区の方から私も言われたんですけども、これはきょう来ていらっしゃる部分のところ、市民福祉課があるから福祉課のところ、窓口で聞いてもそこでわからなくて、本庁に聞いてもわかりませんということで、すごく合併して窓口の対応がよくなかったというふうに、私は西那須野地区の住民から言われたんですけども、そのときの内容を聞きましたら、それは福祉事務所にすることだったので、別に合併したからでなくても、福祉事務所はもともと西那須野にはなかったもので、でも、市になったので窓口が西那須野支所でできるようになったので、でも、その住民の方はそこで聞いたら、本庁に問い合わせをする。それは合併だろうというふうに勘違いをなさったという部分があって、それで合併したから窓口の質が落ちたというふうに苦情が私のところへ来たんですけども、よく聞いてみたら、それは福祉事務所の管轄の内容だったので、それは別に合併前だって、きっと窓口に来られたら福祉事務所のほうへ問い合わせていたから同じだったと思うんですけども、

それが同じ那須塩原の中での問い合わせだったので、そういうふうに理解されて、連絡が私のところへ来てしまったんです。

ということが1つあったということ、やはりこれは西那須野の窓口だけじゃなくて、那須塩原全部のところに言えて、職員がやはり窓口だけで対応できなくて、たらい回しにしてしまうということは、この本庁の窓口でも日常茶飯事で行われていることで、やはりそれは西那須野だけの特別なことではなく、那須塩原全体に言えることだということで、自分のところの窓口、よく市長がワンストップ・サービスというふうにおっしゃいますけれども、自分の所管していること以外のことは知らないで仕事をやっているがために、「わかりません」とはっきりそこで言っちゃうがために、住民の方が市民課に行って、それはある意味、福祉事務所のところに行けば何とかかなという部分のところを丁寧に説明して、そちらと一緒に連携して対応してくれば済むことだから、今おっしゃったことは、別に西那須野だけに限ったことではなく全体で起きていることですし、今までもあったこと、合併する前もそういうことはよくあったので、それは何か合併でということと安易にそこに原因をしてしまうということもありますので、そうじゃなくて全庁的に取り組んでいただけたらなというふうに思いますので、これはお願いです。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、西那須野支所の審査を終了いたしたいと思います。

お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 分

再開 午前10時15分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

塩原支所の審査

午前10時15分

中村委員長 初めに、塩原支所長がお見えでございますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

臼井塩原支所長 (挨拶。)

中村委員長 あいさつが終わりました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 それでは、審査に入ります。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

君島課長。

君島塩原支所総務福祉課長 (議案第55号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔その他〕

中村委員長 それでは、その他に入りたいと思います。

その他で何かございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほど、西那須野支所の方にも聞いたんですけども、組織が総務福祉課とかというふうになりまして、窓口対応のところでは何か支障を来すようなこととか、不便を住民にかけるとか、そういうようなことというのは現在ございませんか。

中村委員長 君島課長。

君島塩原支所総務福祉課長 現在、塩原支所の場合は、組織が総務部全課と市民福祉課が一緒になりまして、現在、総務福祉課ということで窓口は一本ということになっているわけですけども、現在のところ、特に問題はございません。市民に対しても、市民の目線に立ってサービスを行って

いますので、市民の話を聞きながら行政サービスを行っております。

中村委員長 その他、ございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 それでは、塩原支所、遠い中お疲れさまでございました。審査を終了いたしたいと思っておりますので、退席して結構でございます。

ありがとうございました。

ここで、執行部入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 分

再開 午前10時25分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部の審査

午前10時25分

中村委員長 総務部長がお見えでございます。総務部長より、ごあいさつをいただきたいと思っております。

増田総務部長 （挨拶。）

中村委員長 あいさつが終わりました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 それでは、審査に入ります。

議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金丸課長。

金丸総務課長 （議案第65号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしましたと思います。

早乙女委員。

早乙女委員 この職員の給与から控除するというのは、今までも本人の意向を確認して控除していたということですが、実際にここに書いてある部分のところでは本人が控除しないという場合は、自分で加入して互助会に入っているとか組合に入っているとかということになったときは、給料から引かれるのでなければ自分で払うということが、実際には可能だったんですか。この条例をつくる以前のことからですが、

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的に、団体というふうな形で引いてございます。例えば、組合費、それから互助会なんかも、いわゆる団体というふうな形なので、団体からの請求に応じた形で対応してございます。というふうなことで、一つの例でいきますと、組合費の中には、若干、何人かで構成している親睦的な団体等の会費を、例えば野球部とかサッカー部とか、そういうふうなものの会費を取ってくださいというふうなところの例がございまして、そういうものについては、やめたというふうなときには、とりませんというふうな資料が来ます。

そういうふうなことなので、議員からのご質問で、意思に基づいてやることはできるのかというふうなところなんです、可能性としてはできません。ただし、団体で幾ら、組合費は幾ら、何人であろうというふうなことで幾らというふうな形の資料が来ますので、その中で控除していたというふうなのが実態でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、要するにそこの互助会に入るとか組合に入るとかという時点で、その団体として、この人は組合員ですから、この人は互助会に入っているからということで、それでもう団体として連絡が互助会とか組合から来て、控除されるという形になっているわけですよ。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 そのとおりでございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、職員にとっては、入会するときの自由というのはあるわけですよ、そのやりとりを今おっしゃったので。いや、さっき、本人の意向を確認してということだったので聞いているんですけども、そうしたときに実際に、組合はきっと本人のあれなんですけれども、互助会とかというのも自由意思で入るとか入らないとかということは可能なんですか。組合は、きっと自由意思なんだろうけれども、互助会は。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 互助会につきましては、条例設置というふうな形になってございますので、正規職員という身分があれば、全員加入というふうな形になります。

ただ、組合につきましては、入る、入らないというふうなところは本人の意思というふうな形になります。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 なぜあれするのかというと、よく互助会のほうに市のほうからお金が出ているものに対して、時々議会などでやりとりがあったりすることがあると思うんですけども、そういう中で市のほうから出ているものというのは、昔、結構、娯楽的な意味合いの補助金的なものも互助会のほうには出していたんですけども、今はそういったものではなく、法定で雇用者としてやらなきゃ

ならない福利厚生とか、そういうようなものが互助会のほうに入って、互助会のほうでそれを実際に健康診断とか、そういうものに使われていて、実際に雇用者として市のほうが入るものというふうになっているのが実態ですよ、互助会というのは。ついでなので聞いちゃうんですけど。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 互助会につきましては、職員の福利厚生、制度の適切な運営というふうな形で設置しているというふうなことでございますので、福利厚生事業というふうなところを実施する。それからもう一つ、慶弔給付事業というふうなところを実施してございます。委員、ご質問がございました市のほうの補助金でございますけれども、これにつきましては福利厚生事業というふうな、いわゆる公務員法に基づく福利厚生制度の適切な運営のための支援というふうな形になります。

慶弔給付につきましては、例えば結婚祝金とか出産祝金とかと、死亡した場合の弔慰金なんかも入っているんですけども、そういうふうなものにつきましては職員の負担金というふうな中での運営をしてございます。

以上でございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 那須塩原職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 次に、議案第55号 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金丸課長。

金丸総務課長（議案第55号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

金丸課長。

金丸総務課長 大変申しわけございません。決算につきましては、支所も含めましての説明というふうな形になりますので、支所の担当職員を委員会室のほうに入れたいと思いますので、申しわけございませんが、休憩をお願いできればと思うんですが。

中村委員長 許可します。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。

金丸課長。

金丸総務課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 それでは、説明の途中ですが、ここで10分間休憩を入れたいと思います。

では、11時5分、再開いたしますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金丸課長。

金丸総務課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

早乙女委員。

早乙女委員 48ページのところで、顧問弁護士2人と、情報公開及び個人情報保護審査会の委員、きのうも個人情報保護審査会が2回開かれているということであったので、大体、生保に関する部分のところであったというのはあったんですけども、顧問弁護士に対して、実際に21年度、お願いするような事案というのはどういうものがあったのかというのを、1つ聞かせてください。

それと、同じ48ページのところで、さまざまな例規は、今、インターネットで見られるようなことになっていて、紙ベースで例規集なんか、議会なんかみんな例規集が設置されて、私たちも貸与されてはいるんですけども、もう大分インターネット上で見るということで、紙ベースの例

規集の、少し節約というような部分の検討はなされているかどうか聞かせてください。

それと、50ページのところで、人事考課の評価者の研修を行って、レベルアップの研修だということだったんですけども、対象者はどなたが評価者の研修を受けていて、内容的レベルアップというので具体的にどこに委託して、それでどういうことを手段にレベルアップなされたのか、ちょっとお聞かせください。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 まず、顧問弁護士の関係でのご質問でございます。

顧問弁護士は、本市は2人なんです、個人名を出してしまっただけなんです、タテノ弁護士の相談件数が10件、それからアライ弁護士の相談件数が2件というふうなところでございます。主なことというふうなところなんです、例えばですけれども、東那須野公民館の駐車場用地の問題に関する相談、それから国民年金の受給に関する調査、これは裁判の関係があったというふうなこと、それから市営住宅の不正入居の関係の相談、それから最近では、林地開発の行為許可申請に関する相談ほかをやってございます。それから、公図上の筆界未定の認定外道路における倒木の撤去なんかの相談なんかもやってございます。主なところにつきましては、以上というふうなところでございます。

それから続きまして、同じページの例規システムの登録データ等作成業務の関係の中で、例規の関係なんです、現在、加除式の台本につきましては、議員に配布しているものを含めまして、対応しているのは150部というふうな形になります。職員のほうにつきましては、原則、課に1冊というふうな形にしております。

ただ、予備が若干ありますものから、その

辺のところなんです、絞り込みはしている。ただ、前にも委員のほうから指摘がありました「例規を見たいんだ」というふうなところで、課には1部ずつ配布しておりまして、例えばの例でいきますと市民課に、窓口で何かあったときにはまず市民課というふうな、所管は総務のほうで対応しているんですが、すぐ近くなので市民課にというふうな課なので、前回の事例でいきますと、市民課に行って「ちょっと例規を」というふうな話をすれば済んだというふうなところなんです。ちょっと蛇足ではございますが、そういうふうな形で各課に1冊というふうなところ 申しわけございません。部長は別個です。部長は紙ベース、そのほか各課に1冊というふうな形での対応をしているというふうなことで、この辺のところにつきましては、極力絞った形で対応しているというふうなところでございます。

それから、50ページでございます。人事評価の関係でのご質問があったかと思うんですが、どういふふうなものをどんな形で対応したかというふうなところなんです、基本的に対象者につきましては、これは21年度でございますので、姿勢・適性評価を執行していた時期での対応というふうなことになります。評価者につきましては、1次評価者が係長というふうな形、2次評価者が課長というふうなことになりますので、対象といたしましては課長、係長を対象にしたというふうな形になります。

アンケート等をやりまして、どうも評価の関係が、ばらつきがあるというようなところがあった。例えば、総務課の中で評価の職員が高い職員がいると、そういうふうなところに流れてしまう、評価が全体的に高い評価になってしまう。厳しい評価をするところは、全体的に厳しい評価になるといふふうな形なので、評価するに当たってのポイ

ントというふうなところ、いわゆる視点をどこに持っていったらいいかというふうな研修、それから今回の姿勢・適性評価の中で一番ポイントだといふふうな総務のほうで考えているのは面接なんです。というのは、人材育成というふうなところでは、面接というふうなところで、「あなたのこういうふうなところはいいところですよ。それを伸ばしてください」、「こういうふうなところはぐあいが悪いので直してください」といふふうなところを、相対で評価者と被評価者でやっていく面接というふうなところを重視してございます。いわゆるそのテクニックの部分というふうな言ったらいいんですか、どういふふうなやつたらいい面接ができるのかというふうな研修をした。それらの演習問題というふうなところを活用してグループ討議をしていって、ある程度考え方を、ならしていくというような言い方は適切かどうかわかりませんが、ある一定のレベル以上にするという研修をした、そんなところでございます。

以上でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 顧問弁護士のところで再質疑いたします。

もうタテノ先生は、多分、長いですよ。それで、実際、前のときも大田原市と一緒にしたよね。こういう弁護士というのは、一度ここでお願いすると、ずっとということになる 別にその先生がどうのこうのということではないんですけども、前のハラハラドケイのときもタテノ先生で、私はあの判断はちょっと……と思って、あんな裁判だらけでというようなものをやったので、このアライ先生が加わるという経過というのはどういふことでだったんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 旧黒磯市で顧問弁護士を1人、そ

れがタテノ先生でございました。旧西那須野町につきましては、アライ先生でございました。どちらか1人というふうなこともあったのかもわかりませんが、合併時に顧問弁護士を2人というふうな形で対応したというふうな経過でございます。それが継続した形で現在も続いているというふうな状況でございます。経過といたしましては、合併時にそれぞれの市町で顧問弁護士をお願いしていた先生をそのまま継続しているというふうなところでございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 お2人のお年は、幾つぐらいになるんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 おおむねで申しわけございません。タテノ弁護士が70か71歳だったと思います。それから、アライ弁護士が62歳だったというふうに記憶してございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それで、弁護士のいろいろな審議会の座長なども、専門的に大学の先生とかをお願いするというところで、かわりがいなければ同じ先生に頼むというようなことは、結構あることなんですけれども、なかなか専門職であったりする人に頼もうとすると、限定される中から選ぶものですから、ただ、弁護士に関しては、弁護士会とかにちょっとお願いすればということ、だんだんお年にもなっていくますし、ぜひどこかで何歳までとか、何年間とか、そこら辺のところと、あと専門的な得意とする分野とか、そういうようなものというのは、ただ今まで黒磯市で頼んでいたから、西那須野町で頼んでいたからということではなくて、今後……。

なぜこういうことを言うかということ、行政は裁判で、皆さん方は直接ですよね。訴えられること

が、今後、多くなってくるので、それこそ課長クラスになると、保険まで掛けている時代になっていますよね、住民から訴えられて。そういう時代のときに、やはりそうすると弁護士も相当そういうものに明るい人でなくてはならなくなって、行政が訴えられることが相当多くなってくるので、ただ漠然ともう弁護士を同じ人たちにということではないということも、少しは。別に何ががあったという、1件、裁判のときの判断が疑問に思ったぐらいで、そのほかの部分で何がということではないんですけども。

今、事案として抱えている裁判は、どういうところの経過か。新聞報道ぐらいしか知らないのですが、これは障害を持たれた方の部分でしたよね、年金。私も新聞報道だけだったので、その辺のところのちょっと内容的なものを。何を市が落ち度があったということ、訴えられていたのかと、そこに対しての弁護士のどういうことでそれに対応してきたかという部分を、ちょっと聞かせてください。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 まず、現在抱えているというふうなところで年金の話が出ましたので、そちらのほうにつきまして、まず申し上げます。

これにつきましては、障害を持った方が窓口に来まして、障害年金が対象になる、ならないというふうなことで、市の職員は対象にならないというふうに言われたというようなところだったんですが、それが後で対象になる事例だったというふうなことにに対して訴えられたというふうなところなんですが、年金の関係でございますので、市のほうもそうなんですが、国が対象というふうな形になります。それで、控訴して、今、対応している状況だと思うんですが……。

〔「控訴しないって」「うちのほうはしなくて確定したんです」と言う人あり〕

金丸総務課長 ごめんなさい。確定したというふうなところで、第一義的には国がということなんですが、国が負けたというふうな形で、それに対して損害賠償で、弁護士のかかわりでございますが、基本的に国が弁護士の対応をしたというふうな形になりまして、タテノ弁護士は相談の対応はいたしました。裁判についてタテノ弁護士がかかわったというふうな事実はございません。

それからもう1点、年齢的なところというふうな話がございました。顧問弁護士につきましては、任期2年というふうな形をお願いしてございまして、21年4月1日から23年3月31日までというふうなところなんですが、総務のほうで現時点で判断している中で、タテノ弁護士が年齢的なところでぐあいの悪いというふうな事例は、経験がございません。

ただ、委員がおっしゃる部分というふうなところも、今後、検討していかなきゃならないというふうなところなので、いわゆる研究課題というふうな形にさせていただければありがたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

中村委員長 増田部長。

増田総務部長 顧問弁護士の件ですけれども、今後の課題ということで、今、課長のほうから答弁申し上げましたが、確かに顧問弁護士ですので、その専門分野がどういう分野なのかというようなところで、まず旧黒磯市のときをお願いするときも、やはり自治体関係の経験がある方という形で選んでいただいたという経過もございます。そういうことからいうと、人事の関係ですので、この場で検討するとか、そういうことではなくて、部長等々にその辺の関係をしっかり話をさせていただいて、一番は職員が相談対応を要するところもありますので、行政側の判断と顧問弁護士側の判

断を仰ぐときに依頼する形にしたいというふうに思っていますので、1人がいいのか、2人がいいのか、それと年齢の関係については、少し検討させていただければというふうに思っております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ぜひ、本当に課長クラスぐらいまでは住民から訴えられることがあるし、保険に入るのも、あれは個人で入っているんですよね。でも、いざ何かあったときには、行政と連携をとりながらしなきゃならない。本人の本当に不作為行為にひとしかたりして訴えられる場合は、本人の責任じゃないかなという事例ももちろん出てはきちゃいますけれども、でも、そのポストにいたがために訴えられるということも出てきますので、ぜひ行政の本当に職員として安心して仕事をするという上でも、この辺のこともあわせて知っておいていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどの例規の部分ですけれども、例規集は部長が1冊、課に1冊で、紙ベースはとっておかなきゃいけないと思うので、それをなくするというふうには私も思っておりません。この間も、住民の方がすぐに見たいと。その方に、インターネットで見れば見れますよというふうに言ったけれども、インターネットをやっているというふうには思えませんし、ということでは、やはり紙ベースはどちらにしる残さなきゃならないということで、ただ、現状でどういうふうになっているかお聞きしたところなので、わかりました。

50ページの人事評価のところ、これはやはり評価者によってのばらつきというのは、どうしても私も出てきてしまう。私も違う分野で評価しているので、そうすると評価機関によってばらつきが出てきてしまうという問題と同じだと思いますので、この辺はぜひ。

職員と面接するというのは、相当重要視されて

くることになってきますので、本当にその聞き取りの能力によって、ただその人の評価をするというだけじゃなくて、面接の中ではその人が抱えている問題というもの、「何かある」的なものも、そういう中で出てくると思いますので、ただ、その人の仕事ができるかどうかということだけじゃない部分の面接の技法も高められるような研修にしていっていただきたいなというふうに思って、これも了解しました。

中村委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

吉成委員 48ページ、修繕料の中の一番下の旧東那須野調理場、今回、ガラスが割れて修理するというので修繕費が入っているんだと思うんですが、現在どういうふうに使われているかということで、先ほど別のところで説明をいただきましたけれども、あそこかなり老朽化してきているわけですね。今後、どのような利用の仕方といたしますか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、49ページ、自主防災活動に関してなんですが、総務のほうとしても各自治会に呼びかけをして、とにかくそういう団体をつくりましょうという、私も自治会長をやっていますので、そういう呼びかけは受けていますからよくわかっているんですが、20年、それから21年に関しては、黒磯市、西那須野町、塩原町、それぞれ団体数としては変わっていないと思うんですね。今後、どのような展開をしてふやしていこうという考えを持っていらっしゃるか、その2点についてお聞かせください。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 1点目の旧東那須野調理場でございます。調理場だったものですから、天井が高くて下がコンクリートでありますよというふうなと

ころなので、書庫というふうな活用をさせていただきます。単管パイプという太いので組んで、ベニヤ板で組む簡易の棚をつくって対応しているというふうな形で、利用頻度を考慮いたしまして、課の文書なんですけど、利用頻度の高いものは地下書庫に置きます。利用頻度がそれほど高くないというふうに、区分としてはそういうふうな区分なんですけど、それを旧東那須野の調理場のほうに保管しているというふうなところで、毎年、文書管理規定に基づいて処分等々の対応をしているというふうなことで、なかなかああいうふうな建物というふうなところがないものですから、当面、書庫の形で活用をというふうな考えているところでございます。

それから、自主防災組織の関係なんですけれども、自主防災組織につきましては、これまで5年間、今、21年度決算と同様な形で補助金を出す対応をして、2万円の運営のためのというのと、それから例えば防災訓練を実施するためのというふうな形で出していたんですが、どうしてもなかなか組織化というふうなところに結びついてこなかったというふうなところなので、21年度、見直しをさせていただきまして、形としましては組織をつくるための補助というふうなところで3万円、それから防災関係の設備を整備するためのところで30万円、それから運営のためのというふうな形で2万円、大きく3つに見直しをした形での自主防災組織の結成促進のための補助金というふうな形に衣がえさせていただいたというふうなものと、もう1点、市長が認定するというような形での見直しで、私としては全面見直しというふうになりますけれども、そんな形で見直しをさせていただいて、22年度からはその対応をしているというふうなところでございます。

当面、現在の見直しをしたところでの対応で、

各自治会に対しまして結成促進というふうな働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 最初の旧東那須野調理場のガラスが割れたというのは、何かいたずらで割られてしまったのか、それをちょっとお聞かせください。

それから、22年度執行計画、これを持っているので、今の地域自主防災活動に関するそれぞれ30万円からの予算、その説明も自治会長の集まりのときに我々は受けていますから、内容としてはわかっているわけですがけれども、それらによって幾つかの団体が新たに組織したという実績にはつながってきているのでしょうか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 1点目なのですが、このガラスの関係なのですが、委員おっしゃるとおり、いたずらだろうというふうに思われます。確定はしてございません。

もう1点でございますけれども、9月1日現在の状況を申し上げます。黒磯地区で5カ所、それから西那須野地区で5カ所の10カ所というふうなところでございます。随時受け付けというふうな対応をしてございます。

ただ、西那須野地区につきましては、それまで28自治会がありました。すべてつくっていったんですが、現在、見直しの作業中だろうというふうに思っております。

それから、新たな内容でどうなのかというふうなところなのですが、黒磯地区でございますけれども、公共自治会というふうなところが今まで活動して、自主防災組織を持ってございました。そこは提出していただいたんですが、それ以外で沓掛新田、石田坂、赤沼、嶋内、それから樋沢の各

自治会、これが新たな形で自主防災組織を結成していただけたところなので、現時点では新たなところの対応ができています。

ただ、西那須野地区が、既に過去に設置してあったところの動きが、ちょっといろいろな形での検討というようなところをなさっているのかなというふうに思っているんですが、その部分が若干、もうちょっと動きがあってもいいかなというような、そんな感じを抱いているというふうな状況でございます。

以上でございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、終結したいと思います。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 討論もないようですので、討論を終結いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり承認すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

〔その他〕

中村委員長 それでは、総務課の審査を終了いたします。

その他でございますが、執行部のほうから何か

ございますか。

増田総務部長 特にありません。

中村委員長 委員の皆さん、ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 1点だけお伺いします。

いつも、専決処分でいろいろな事故が出ているんですが、相手方の名前は出ているんですが、なぜ職員の名前は公表されないんでしょうか。素朴な質問なんですけど、よろしくお願ひします。

中村委員長 所管が違うかな。

〔「そうみたいね」と言う人あり〕

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 特に理由はございません。相手方が出るというのは、損害を訴えた相手方に対してどれだけのものを払うのかという必要条件というふうな形になるので、相手方と金額というところはあれているんですが、職員のほうにつきましては、説明の中にありますように、「職員が」というふうな形にしております。特に、それに対して理由というふうなところは、申しわけございませんが、思い浮かびません。

〔「市が払うから出ないんでしょう」「個人が払うわけじゃないからな」「個人が払うんじゃないからよね。市が払うから出ないということでしょう。市長なんでしょう、要するに」「了解しました」と言う人あり〕

金丸総務課長 基本的には、市長がというふうな形になりますので。

中村委員長 櫻田委員、了解ですか。

櫻田委員 了解でございます。

中村委員長 ほかにございませんね。

〔発言する人なし〕

中村委員長 それでは、おくれましたけれども、昼食に入らせていただきまして、総務課の審査を

終了いたしたいと思います。

お疲れさまでございました。

昼食のために休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 零時58分

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部の説明をお願いします。

熊田課長。

熊田課税課長 (議案第55号について説明。)

中村委員長 小林課長。

小林収税課長 (議案第55号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

櫻田委員。

櫻田委員 では、1点だけお聞きします。

総務部は、緊急雇用創出事業をどのように考えているか。ちょっと僕が思うに、民間の人たちが考えている部分と、この緊急雇用創出事業、今回これは総務部が10名出ていますけれども、ほかのところに比べると人数は多いんですが、こういうことが果たして緊急雇用創出事業なのかなという部分を、総務部の直感でいいですから聞きたいんです。よろしくお願ひします。

中村委員長 増田部長。

増田総務部長 総務部と緊急雇用の関係ということでは、やはり直接的に緊急雇用については、産業というところでいかに雇用を確保していくかということになるというふうに思いますが、総務部という形になると、今の人員の中で実際にやれなかった事業とか、そういったものがあるのかどうかということを検証しながら、雇用をどういうふうに確保するかということで考えたというふうな基本的な考え方がございます。それをどういうふうに生かしていくかというよりは、所管としては、やはりいろいろな事業の中でどういうものを行うことが、今の中で人員が確保できるかということを考えているところでございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

熊田課長。

熊田課税課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 小林課長。

小林収税課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けたいと思います。

櫻田委員。

櫻田委員 では、1点だけお伺いします。

入湯税の滞納分なんです。この滞納している施設は今もやっていますか、それともやっていますか。

中村委員長 小林課長。

小林収税課長 基本的にやっている事業者ということ。それから、やっていない事業者につきましては、その内容につきまして不納欠損という形でやっていますが、この中では今現在やっている事業者ということでございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

吉成委員 では、81ページ、納税貯蓄組合に補助金ということで出ているわけですが、先ほど、前年から比較して41が38に今なっているという説明でしたよね。

〔「はい」と言う人あり〕

吉成委員 20年から見ると、西那須野地区は10から12にふえていたわけですね。黒磯地区に関しては、この数字でいけば、20年が23だったものが20ということで、黒磯は減っているということなわけですけれども、実際に収納率が悪い中で貴重な団体だと思っただろうですね。以前いろいろな問題もありましたから、仕方ないのかなという気はするんですが、現在、この決算でいけば69万7,100円ということで事務費の補助金を出しているというのが現状になっておりますね。

これらに関しては、今後、やはりそういった収納率をアップするというのであれば、本来は組合が幾つも存在して、その中で集めていただくということであれば、収納率アップには相当つながるんだと思っただろうですね。そういった考え方、今、当局として、今後どうなんでしょう、持っただろうかお聞かせ願いたいと思います。

中村委員長 小林課長。

小林収税課長 基本的なスタンスとしましては、経費の負担というか、1回当たり、もしくは徴収額1,000円当たりどれほどの経費をかけるのかというところの問題だと思っただろうですね。あとは、個人情報という点もありますので、そのあたりは慎重にということだと思っただろうんですが、基本的に口座振替ですと、1件、金額の多寡にかかわらず10年で、もしくはコンビニ収納も1件55円ということで、経費的には結構安価に、しかも確実に収納ができるようにということから考えると、時代の趨勢としまして口座振替もしくはコンビニ収納が、方向性としてはこのような形になっていくのかなというところでは考えております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 言われることはよくわかるんですが、ただ、やはりこういった組合が存在することによ

って、単に個人で税金を納めるというものから見れば、やはりこれは収納率アップの面では非常にありがたい組織になっているわけですね。それは、現状、間違いないと思っただろうです。その部分を、全国的にどんどんなくなっている傾向にあるので何とも言いにくい部分はあるんですが、現実問題、収納率をアップさせる一つの手段、方法ではあるんだらうと思っただろうですよ。そういう部分でいけば、今、市としても少しそういった部分を推進してもいいのかなという気はするんです。

ただ、皆さんにも以前のトラウマ的なものがあったって、組合に報奨金的なものが出ていて、その使い道で裁判があったって、それはだめですよという結論が出ちゃったことがありましたから、そういったこともあってどんどん解散してしまったという流れはあるんでしょうけれども、現実問題としては、こういった組合が存在することによって間違いなく収納率は、その部分はしっかりとアップというか、確実に納められているわけですね。その評価というものは、これ以外の部分で、私はあってしかるべきような気がするんですけれども、その辺、部長はどういうふうにお考えになりますか。

中村委員長 増田部長。

増田総務部長 今、委員おっしゃるように、納税貯蓄組合の役割というのは確かに大きいというふうに思っています。ただ、やはり市民の方々が、現実として入っていかないということで解散しているという現状もかなり大きいということから、収税課長のほうからは、コンビニであるとか口座振替であるとかというのを推奨しているという考え方、市としての考え方は本当にそのとおりだというふうに思います。

ただ、やはりそうはいっても、例えばこれからのの中では、お年寄りとか、そういう方が多くなっ

ていくということになりますと、やはりこういう組織が必要になってくるところもあるのではないかとということもありますけれども、市としてこれを推奨していくというようなコメントはありませんけれども、貯蓄組合そのものの存在意義というのは、あるというふうには考えています。ただ、それが市の施策として、今後、これをどんどん推奨して納税組合をやっていくんだというような考え方にはなっていないというようなことです。

同じように、この組合長については、合併の平成18年から10年やっていただいた方については表彰していたんですけれども、18年から表彰制度をやめているんですね。というのは、やはりある一定の役割を担ってきていただいたわけですが、そういう意味では加入者が少なくなっているということから表彰制度も見直してくれというようなところになってございます。関係ないかもしれませんが、現実的な話をさせていただくと、なかなかこれを推奨していくというのは難しいかという気はしております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 77ページのところで、都市計画税課税区域の検討の懇談会を2回ほど開催してということだったんですけれども、この開催は都市計画課でやったわけではなくて、課税課でやっているんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

早乙女委員 それで、そのときの委員から、下水道の整備区域と課税区域のちょっとずれがあるので、そこら辺のところは私は納得できなかったんですけれども、この辺の懇談会の中で、その辺の指摘というのはどういうふうに出ていたものなんですか。実際に、もう議会のほうでも、私は納得できなくても通ってしまったことなので、今年度からそれで課税されているわけ これは去年の

ことだからそういう作業をやったということで、課税はもう今年から始まっちゃっているんでしょうから、懇談会のところの委員からは、どんな意見がそのとき出ていたのかだけ確認させてください。

中村委員長 熊田課長。

熊田課税課長 課税区域ということで、私も実はその委員会の場には出ていなかったのですが、意見書の中で見る限りでお話しさせていただきたいと思えますけれども、意見書の中で課税区域につきましては、やはり都市計画法に基づくオーソライズされたエリアということで、用途区域、市の検討委員会の中でもそういう考えを持っていたわけですが、にすることが妥当だと。それと、警察署に共通する最大公約数的な意味合いと、その都市計画税に基づく末端エリアということで、用途区域ということが妥当だというご意見もいただいております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、81ページのところで、前納報奨金を、貯金していても大した利子もつかないので、一遍に払ってしまってもということもふえているんだと思うんですけれども、この前納報奨金の率というか、結構、前納報奨金の金額がありますよね。この辺の考え方というのは、市としては、結構大きい金額になりますし、どのように。かといって、やはりこれをしてもらえば1年分、先に入ってきますからということで考えた、かける費用と効果、かけたときどのような感触というか、感想ですか、この辺は。

中村委員長 小林課長。

小林収税課長 これにつきましては、数年来、収税課のほうで検討しているところなんですけど、この間、県内各市町の報奨金の率、上限額等について調査しまして、やはり去年の下野新聞に出てい

たところなんです、基本的に那須塩原市の報奨金の率は県内トップと。低いところだと0.3%ぐらいで、平均的に0.5%、上限額も10万円というところが一般的というところなんです、そのあたりのところにつままして、検討中ということでやっているところです。

ただ、やはり従前、答弁等でお話ししているところでは、やはりある意味、言葉はちょっと不適切かもしれないですが、呼び水という効果もあるのは、やはり否めない事実でありますし、当初の中で前納報奨金を設けていけば、まとまった金額が入ってくるということも考えれば、やはり本制度自体は存続していく方向なのかなというところなんです、検討中ということで考えてございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

小林収税課長 (認定第2号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

高久委員。

高久委員 今も催告状を2回から4回にしたということなんです、この効果はどの程度ですか。

中村委員長 答弁を求めます。

小林課長。

小林収税課長 やはり年に2回ですと滞納といいますか納め忘れ等が結構多いと思うんです。そういうものに対して年4回ということでやれば、それだけ納め忘れ防止ということの効果は大きいと思います。

ちなみに、22年度は6回ということでやっております。それ以外に徴収担当各員から個別に台帳要請という形でやっております。このような形で多岐にわたって催告をしていくという形でやっているところです。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 次に、認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

熊田課長。

熊田課税課長（認定第4号について説明。）

中村委員長 小林課長。

小林収税課長（認定第4号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 次に、認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

熊田課長。

熊田課税課長（認定第5号について説明。）

中村委員長 小林課長。

小林収税課長（認定第5号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、課税課、収税課の審査を終了いたしますが、最後にその他で何かございましたら、課税課、収税課の方、執行部のほうで何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さん、何かございますか。

早乙女委員。

早乙女委員 国保と介護保険、実際に事業を実施

する課と課税する、調整するところと違っていませんけれども、その連携というのはどのようになされているのか。

あと、国保の運協、介護保険の運協に対しては、課税課、収税課のほうとしても、参加しているかどうか、聞かせてください。

中村委員長 小林課長。

小林収税課長 国民健康保険ですと、国民健康保険会計をつかさどっているのが保険課、課税が課税課、徴収については収税課ということで3つの課にまたがるわけですが、日ごろから連携をとりまして、円滑に行っております。

従前、徴収、賦課について保険課で一括ということだったんですが、やはり特に徴収につきましては、徴収のスタッフがそろっているといいますが、そういうところで専門に徴収していくのが効率的かなというところで、介護保険についても同様で行っております。

あと、運協につきましては、課税課、収税課とも出席ということでやっております。

以上です。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 収納率とか、あと課税課のところでは料金算定がある年には、きっと相当意見を言わなきゃならないかと思うんですけども、その中で、実際に事業内容は把握しているので、連携をとるのには一体的に運営ということにはなっていないというふうに解釈、今のご答弁からはそのように解釈できるんですけども、特に料金算定を来年作業として入ってくることになると思うんですけども、介護保険は見直しの年に来年作業することになるので、その辺のところを気をつけていただきたいのは、やはり一般質問なんかのところでも市民に負担がかかるので、被保険者に負担がかかるので、横出しはしませんとかという言い方

をしていたと思うんですけども、要するに横出しをするとかということにおいては、十分に確認がとれないと、保険料が高くなるので、サービスはいっぱい提供したくても、その辺は協議するということで、その辺のときに課税するほうとしてのバランス、どの辺にするかということをして、一番先に、そのときにどのような課税をするかといったときに、住民の合意がとれなきゃいけないということになるんですけども、先ほど言った運協が適切な時期に、ここ2年ぐらい開催されていないんですね。要するに、今回でしたら決算でしたら、決算の前に市民の意見をいただかなきゃならないのに、いまだ開催されていない。国保のほうも開催されていない。昨年度のところだと、運協を事業計画を立てなきゃならないということですので、2月に本当だったらどっちも運協を開催しなきゃならないのにやっていない、3月議会中にやっている。となると、市民に市民の意見を聞いて運営しなきゃならない介護保険も、特に料金算定とかというときだけは、2月までには運協を終わらすんですね、料金が。でも、普通の年にやられていないということで、どちらの運協も法律と条例とで、あと計画で位置づけられているので、それをちゃんとした時期に開かないと、市民へは議会が通るということは、もう決定したということですので、決定してから市民の意見をお伺いするなんて報告になっちゃいますので、その辺が担当課が意味がわかっていらっしやらないんですね、最近、ここ2年ぐらいそういう運営をされているので、その辺は一緒に連携するほうとしては、きちんと必要な時期に開催するよということを言っていたきたい。特に料金をどうするかとか、会計がきちっと回るかというのは、お金がどれだけ入ってきて、どういうふうに使われるかは連携しますので、そこで市民に納得していた

だかなきゃならない。納得してもらうために市民の意見を聞くわけですので、その位置づけになっているところに議会が終わってから開催するのは、確定しちゃってから開催しても、審議会の意味がないので、その辺のところの開催時期をきちっとしていただくように、議会でも言ったんですけども、その意味がわかっておられないで、全然違う答弁が来ちゃっているんで、市民軽視、要するに審議会というのは市民の意見を聞いて、そしてそれでいろいろな事業の提案は、最終的に議会にしてくる前に市民のご意見を聞く場ですから、その辺がちゃんとやられていないといけなないので、ぜひ片方のパートナーとしては、ぜひ2つの課のほうとしても介護保険のほうの国保のほうの担当に強く開催時期は言っていたきたいと思います。お願いします。

中村委員長 ほかにございませんね。

〔発言する人なし〕

中村委員長 本当に長時間にわたりまして、課税課、収税課の皆さん、ありがとうございました。

以上をもって審査を終わります。お疲れさまでした。

では、執行部入れかえのために、10分間休憩をしたいと思います。25分に再開しますので、お願いします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 議案第55号 平成22年度那須塩原市
一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

佐藤財政課長 (議案第55号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。各委員からの
質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

早乙女委員。

早乙女委員 3ページのところで、施設振興公社
の運営等の返還金で、職員の退職金の積み立てを
という話で、それを先ほど中何とか……

〔「中退共」と言う人あり〕

早乙女委員 中退共。

〔「中小企業退職金共済」と言う人あり〕

早乙女委員 中小企業退職金共済にお願いする
と、今までの設立当初のときは公務員と同じ
ようにということなんですけれども、そのとき
に入った人たちの分については、足りなくなった
ときは、また市のほうの何らかの形で補助をする
という考え方になるんですか。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 このたび中退共のほうに退職金の
掛け金については、そちらの保険で対応する
ということになっておりますが、その退職金の計算
の方法については今までと同じということござ
います。掛け金の今までは単独でその口座をつ
くって管理していたという形になりますので、
それだといろいろな不都合な部分も出てまい
りますので、ちゃんとした制度のところに入
って、ちゃんとした保障をということで、
その際に中退金の計算と、その市職員に準
じた計算の方法で差異が生じた場合には、
その差異で足りないところについては、
退職者が発生したときに一般会計のほう
からの繰り出しで賄っていくという考
え方でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、今度とい
うかその後入った人も、同時に同じ、
今いる人たちに対してはそうす
けれども、今後の入社とい
うか、した人に対しても、
同じことを行うということ
になるんですか。それは
また違うんですか。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 今後、公
社のほうにプロパーとし
て新規採用される方が
いれば、同じような対
応になります。

中村委員長 増田部長。

増田総務部長 ちょっと
つけ加えますと、合併
以前の公社の職員に
ついては、合併前の
ところの退職金の考
え方で払うと。17年
以降、合併した以降
については、旧黒磯
の公社については市
職員と同じような形
で退職金を払います
よという約束があ
ったので、退職金に
ついては市職員に準
じた退職手当と同じ
債務の中で支払う
と。

ただ、中退共に入
っている予算でした
ので、中退共のほう
に入って退職金の慣
行をしますけれど
も、中退共のほう
の退職金の計算と、
市職員が入ってい
る退職手当の退職
金の違いがあります
ので、その差額分
については市のほう
が、今までの約束
どおり、西那須野
の公社の方も塩原
の公社の方も、
すべて同じように
支払いますよとい
うようなシステム
に直したということ
でございます。

ですから、当然、
今後はわかりませ
んけれども、新し
く入る職員がい
れば、以前のこ
とではなくて新
たな制度のもと
でやるという形
になるというこ
とでございます。

中村委員長 ほかに
ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、
4ページ、先ほど
説明いただいた
財産管理事務推
進費の件なんです
が、市が持ってい
る土地を明確に
してということ
なんですし

ようけれども、明確にして、できれば売り払っていききたいと、財産にしていきたいという話なんですけれども、大まかどのぐらい物件としてあるんでしょうか。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 現在、遊休土地につきましては、ホームページ等々でお知らせをしております。その中で、何件かお問い合わせ等がございます。その価格につきましては、当初価格設定はしておりますが、今土地の価格は非常に変動が激しいというか、マイナスが激しいんですけれども、そういう中で、そういうお問い合わせがあったときには、その都度鑑定をやり直して、適正な価格でできるような、売る際には公売という形で一般競争入札という形で公売したいというふうに考えております。

件数につきましては、ちょっと課長のほうから。

中村委員長 月井係長。

月井管財係長 現在、売りにかけたいというものにつきましては、今8件ほどございます。今回、ここに挙げているものにつきましては、弥生町のところがございます1区画の土地について、測量をかけて鑑定も入れたいということでございます。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 その弥生町の土地と申しますのは、警察の官舎に貸しておいた土地でございまして、それが返還になりましたので、そこを市としては使う予定はございませんので、できればお売りしたいということでございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 さきの代表質問で、うちの代表が質問したんですが、経済収支比率でここ数年の推移を見たときに、那須塩原市の経済指数は安定していると市民の方に断言していいのか。また、夕張の

ように自治体が倒産するようなときというのは、この経済支出比率というのはどのぐらいまで落ちるんですか、お聞きします。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 財政指標はいろいろございまして、うちのほうでは経常収支比率が非常に悪いんですけれども、経常収支比率については、その団体の経営のよし悪しではなくて、その柔軟性といえますか、持っている一般財源をどれだけ投資的な経費に使えるかという比率でございます。

ですので、夕張のような事態になるかならないかというのは、どちらかという公債費比率、公債費負担比率等々の数字が大きい。それから、財政健全化比率でいいますと、将来負担比率、これが300%とか400%とかという数字になったときには、もうかなり危ないということですね。将来負担比率については、将来的な借金を返す額が一般財源の何倍あるかというふうな考え方ですので、例えば100%ということになれば、1年間で使える一般財源と同じぐらいということになりますので、そういう意味で、公債費比率と将来負担比率が高いところは、経営的には非常に危ないというふうに考えたほうがいいと思います。

経常収支比率は先ほど申しましたとおり、一般財源の使い方の問題です。当然、低いほうがいいというふうに言われておりますけれども、今の社会福祉関係の扶助費が非常にふえますので、今後昔のように経常収支比率が70%台とかというふうによくなることは、ちょっと考えづらいという時代に入っております。

以上でございます。

中村委員長 櫻田委員に申します。

今の関連の質疑は、その他のほうでお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論は終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、

採決

中村委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

佐藤課長。

佐藤財政課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしま

す。

櫻田委員。

櫻田委員 ゴルフ場利用税でちょっと聞きたいんですが、課長、ゴルフ場は6カ所ですか、5カ所でしたか。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 6カ所でございます。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それですと、ハイランド、ホウライ、西那須野、塩原はわかるんですが、那須チサンと上伊佐野カントリーは、100%入りませんか。面積ですか、何%ぐらい入っているか、あとその中で一番多いゴルフ場を教えてください。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 上伊佐野ゴルフクラブにつきましては、面積案分率で、那須塩原分は13%でございます。

それから、那須チサンカントリークラブにつきましては、面積案分は28%が那須塩原分ということになります。

それぞれのゴルフ場ごとの税収額は、ちょっとわかりかねるんですが、手元に資料がございませんので、後でお調べ申し上げます。

ただ、税率がそれぞれ違います。ホウライカントリークラブにつきましては、800円。西那須野カントリークラブについても800円、上伊佐野ゴルフクラブについては700円、塩原カントリークラブ、那須チサンカントリークラブ、那須ハイランドゴルフクラブにつきましては、それぞれ600円という税率になってございます。

ゴルフ場利用税につきましては、県税が徴収しておりますので、もしかするとちょっと、このゴルフ場ごとの税収額は、ちょっと調べかねる場合もあるかもしれませんが、努力してみます。申しわけございません。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 次に、認定第9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

佐藤課長。

佐藤財政課長（認定第9号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けしたいと

思います。

ございませんね。

〔「はい」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これで財政課の審査を終了いたしますが、最後にその他で、執行部のほうから何かございますか。

〔「財政課のほうからは、特にございません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さんから何かございますか。櫻田委員。

櫻田委員 先ほどはすみませんでした。

一つ聞きたいんですが、平成21年度那須塩原市の将来負担比率の56.4%という数字はどういうふうに判断したらよろしいんですか、お伺いします。大丈夫なのかとか、そういう見解でいいです。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 大丈夫ということで、太鼓判を押せるぐらい大丈夫です。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、審査を終了いたします。

お疲れさまでございました。

執行部入れかえのために、10分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

中村委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

鈴木課長。

鈴木契約検査課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

櫻田委員。

櫻田委員 55ページ、指名停止基準適用状況なんです、第16号、不正または不誠実な行為と書いてあるんですが、詳しく説明を願いたいと思います。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 これにつきましては、昨日も本会議であったかと思うんですけども、これにつきましては、市外の業者になっております。実際にどういう案件かといいますと、工事につきましては主任技術者とか管理技術者とか金額によって建設業法で定められているものがあります。そういう資格を有しなくてはできない仕事という発注にもかかわらず、実際はこの場合は管理技術者の資格がないものを配置したというのが、この近畿地方整備局長というもので監督処分を受けたということで、その地区でそういう事例があったということです。資格のない者が建設業法の許可が必要な技術者の資格を持っていない者に監督をやらせたという事例でございます。

中村委員長 ほかにありませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 55ページのところで、当たり前のことなんですけれども、確認させていただきたいんですけども、業者の入札参加資格という部分のところなんですけれども、どういう基準ですか、ちょっと何か、建設工事だったら建設工事ではないんですけれども、どういう部分というのを主な項目だけ聞かせていただけませんか。

中村委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

鈴木契約検査課長 これにつきましては、入札参加資格につきましては、私どもは3つのジャンルに分けていまして、建設工事、測量建設コンサルタント、物品の販売その他というふうに3種類に分けておりまして、2年に1回入札参加の方法を

行いまして、その中で建設工事だけは格付けをやっているところがございます。

これにつきましては、参加資格要件の、例えばそういう申請する資格がない者、そういう方ににつきまして、地方自治法施行令の167条の4の1というところに該当して、契約を提供する能力を有しない者、破産者、権利を有しない者とか、そういうようなものですね。あとは、工事の履行に当たり、故意に品質もしくは数量に関して不正な行為を働いたと、そういった者、公正な入札を妨げたときとか、公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したときとか、こういった方は参加資格の申請はできませんよと。また、当然私どもは、税金関係の滞納という、そういうものもしておりますので、これは市税を初め、国税等のものを添付させて入札参加申請で確認をさせていただいております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、その他のところで、今後関係してくるんだと思うんですけども、今年度ももうやっているんですけども、保育園の第三者評価を入札でやっていますよね。見積り合わせですかね。

中村委員長 早乙女委員、質問はそれだけでいいですか。

鈴木課長。

鈴木契約検査課長 今の事例はちょっと今、早乙女委員のほうでも言われていましたように、もし少額随契、少額随契といいますのは、地方自治法167の2の1号ということで、発注者の効率とか入札参加者の効率、金額が小さいので工事なんかは130万、今の業務委託価格は50万という金額は随契で100ということで、契約検査課のほうには通らないで、担当課のほうですべて行うという、少額だからという地方自治法で私ども執行者及び

入札参加者の適用を考えてという、この1号というものはそういうものです。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そういう30万、50万ぐらいのものを一括して3カ所とか4カ所合わせて何百万かになっちゃうようなときには、やはり契約検査課で入札参加資格みたいなのは、そういうようなものでもしておかなきゃいけないものなんですか。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 随意契約につきましては、入札参加資格……

〔「随契じゃなくて。大きくなったとき入札をやる場合」と言う人あり〕

鈴木契約検査課長 入札をやる場合。入札をやる場合は、基本的に2年に1回、中間で自動受付等もしておりますが、入札参加資格者、那須塩原市の入札参加資格、県の入札参加資格者とかそういうことの資格のあるかというのが基本になっていきます。ただ、特殊なもので、本当に今特殊なものは何だと言われても困りますが、今後例えばいろいろな特殊なものがあつたときに、それは緊急的なものとか何かで、それは審査会とかに参加申請がない方に頼むということが絶対ないかということ、そういうものは案件によっては出てくる可能性は、そういうことはありません。基本はないということでご理解いただきたいと思います。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、この入札していて、不調であつた入札というのは、21年度というのはありましたか。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 不調につきましては、21年度はありました。ありましたけれども、具体的に今、浮かぶものはちょっとあれなんですけれども、ありました。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 その場合、入札が不調であった場合は、どのように工事なり何なりしなければならぬわけですよね。不調になったときはどういう手続きをとられますか。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 不調になった場合、金額的に当然入札ですから折り合わなくて予定価格に達しなかったというときにつきましては、基本的に私どものほうでは、まず担当課にその設計が、それは工事の設計は積算体系はできていますけれども、物品とか特殊な業務委託とか、そういう性格でないものもありますから、市場単価を確認しているか、そういう見直しであるとか、それが間違いなければ業者の指名がえを行うというようなことでございます。ただ、いつも指名がえできるほど業者がいる業種も、そうじゃない入札もあるんですけども、基本はそういうことになります。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、入札参加資格者のときに、大きな工事とか運営とか、いろいろな部分のところで、経営の安定、これは指定管理者なんかのところでかかわってくるので、そこで連動してしまうので、経営の健全性とか経営の安定性というのはその入札参加資格のときには問わないものですか。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 これにつきましては、工事関係につきましては、当然建設業法で、これは全国共通でございますが、経営事項審査、建設業の許可をとるには経営事項調査、経営規模とか経営状況、財務諸表等そういったものと、あと技術者の数とか技術能力、そういったもので今言われたのは経営状況、そういったものは県のほうでそれを審査をいたします。私どもは、2年に1回の参加申請のときには、その添付義務を、直近のもの

をつけてくださいよということで、うちのほうではそれがないと受け付けいたしません。県の方もやっているから、うちも入れるとか、そういうことではございません。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは契約検査課の審査を終了いたしますが、その他で執行部のほうから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

中村委員長 ございませんか。

委員の皆さん、ございますか。

早乙女委員。

早乙女委員 またちょっと入札のことでなんですけれども、不調であった場合、その場合もう一回

条件を見直したり何かして、もう一回入札をかけますよね。

〔「はい、一回指名がえか、どちらかあります」と言う人あり〕

早乙女委員 指名がえかしますよね。そのときに業者にもう一回入札をするときには、もう一回新たに条件というのを示して、入札をさせるということによろしいですか。

中村委員長 鈴木課長。

鈴木契約検査課長 それにつきましては、完全にその入札を不調宣言、それは今私が契約検査課長なので、私がしますので、去年は前課長がしていましたので、それは不調となっておりますので、次のものはある意味、新たな、同じ案件なんですけれども、新たな案件の入札の節目、または条件つきでやる場合には、新たな案件というようなことでございます。

中村委員長 わかりましたか。

私が個人的なことを教えてあげますから。

早乙女委員 いや、入札を知りたいわけじゃなくて……。

中村委員長 要するに、勘違いがあるから、こういう議論がかみ合わないの、いいですか。

それでは終了いたしたいと思います。よろしいですね。

では、契約検査課の皆さん、お疲れさまでございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

〔「委員長、ちょっとよろしいですか」と言う人あり〕

中村委員長 はい、総務部長。

増田総務部長 以上で、総務部全部の審査をいただいたんですが、最後にお願いがありまして、本議会の最終日に追加議案として2件ほど専決処分の報告という形で提案させていただきたいという

ふうになっております。

専決処分の報告1件は、西那須野下永田地内で交通事故を市の職員が起こしまして、9月9日にその示談が成立したというようなことで、専決処分の報告をさせていただきたい、損害賠償の額の決定と和解の関係でございます。

もう1件につきましては、笹沼・無栗屋地内の道路の陥没に車が入ってしまったというようなことございまして、2件を専決処分にさせていただきたいということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村委員長 わかりました。

では、総務部全体について審査が終わりましたので、お疲れさまでございました。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選管の荒川事務局長がお見えでございますので、一言ごあいさつをお願いします。

荒川選管事務局長（挨拶。）

中村委員長 あいさつが終わりました。

それでは早速審査に入ります。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

荒川局長。

荒川選管事務局長（議案第55号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ございませんか。

ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

荒川局長。

荒川選管事務局長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 85ページのところの投票人名簿システム改修業務で、国民投票を意識した改修ということだったんですけれども、具体的にどういうことができるようなものに改修したということになるのか、聞かせてください。

それと、あと実際の選挙のときにポスター掲示板ですけれども、結構経費的にかかって選挙をやるのにかかっているんですけれども、この辺の設置で、割とポスターを張るために準備をしていると、1ブロックの背合わせにこっち側とこっち側にあるとか、割と近間にあるところとかというのは結構あって、あれだけのポスターの設置数は、実際に必要なかという検討というのは、しているものなのかどうかというのが一つ。

逆に、ポスターは顔と名前だけを売ると、何か連呼して顔と名前を売っているのと、実際には私も有権者だったときには、ポスターとか顔と名前を知るよりも、何を訴えているかを知りたかったので、私が入った当初は選挙公報はなかったんですけれども、やっと選挙公報をつくってくれと言って、やっと選挙公報になったんですが、このぐらいのスペースで、だったらポスター掲示にかけるお金を減らしても、選挙の公報の大きさ、要するに何を訴えているのかをせめて書く、あのスペースをもう少し大きくとるとかという、そういうことの検討というのは、どこかでできないもの

なのかどうかというのと。

あと、監査委員のところ、ちょっと質疑のところでもやったんですけども、実際に監査意見を書くというときの監査委員がそれぞれの担当課のところへのヒアリングはどういうふうになさっているのか、聞かせてください。

中村委員長 4点でよろしいですか。

荒川局長。

荒川選管事務局長 まず投票システム関係ですけども、宇都野につきましては、住所要件等が一般の選挙と違ってくるということで3カ月いっしょしないと要件が国民投票のときにはなくなってくるということなんですね。そういうところのものと、実際にはまだ年齢的なもの、18歳を予定しているようなんですけども、まだ法律的なほかのものが改正されていない形、以上の対象者ということのようなんですけども、実際上、住所関係、要件等々をなくしたようなもののシステムにするというのが大きな改正であるというふうに聞いております。

それから次が、ポスター掲示場の関係ですが、ポスター掲示場の設置数については、基本的に法律で決まっています。各投票区以内に幾つしなさいよというのと、その要件としては、人口と面積によって投票所の投票区域の中には幾つ作りなさいというのがあります。ただ、必ずしもすべてが同じような状況のところではないので、例えば塩原の山の中に立ててもしょうがないというようなところもありますので、そういうところは県と協議して減らすことができるということになっていまして、実際にはうちのほうも基準どおりにいくと420幾つだったと思います。ちょっと数は忘れましたけれども、本来だとそれだけの数は必要なんですけど、ちょっと答弁していいのかどうかあれですけど、359に今現在減らしています。

また、各選挙のときには市民の方からもいろいろ邪魔とか何かいろいろ要望があったりしますので、そういうときには見直ししてずらしたりとか、また別なところとか、そういうような見直しは毎回して県のほうと協議しているというふうな状況でございます。

あと公報が大きくなるかというようなこれは、選挙公報のことですか。つくるのはそういうことで、予算上は、ポスター掲示板のほうもなかなか削ってこちらに回すということまではいいませんが、今後できるかどうか、ちょっと勉強はさせていただきたいと思います。

それと、監査委員の意見書関係ですか、ヒアリングといいですか、これは基本的には決算審査ということで各課からというヒアリングといいですか、それぞれ課ごとに来ていただいて、このような市政報告書等、あるいは課でつくった資料等を持ってきていただいて、監査委員さんも含めて、我々も入って、そこで全部話を聞いているということです。そういう話の中で意見をこちらでまとめて移して、それを今度は意見書は監査委員さんに見てもらっているというふうな段取りでやっています。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 なぜ今聞いたかということ、この間質疑でもしたように、なぜ書いてあることの根拠を聞こうと思ったら、実際に単純にそうではないということで、だったらそれを書いたほうが、よっぽど監査報告書ではわかるのに、なぜそれを最初から書いてあるとか言わないんだろうと。いろいろなこと、そういう監査を受けたときに適正な表現、なるべくどういうことなのかがわかるような表現ということ、心かげないと、形骸化しちゃうと思うんですけども、その辺の工夫というのは、何かしようとかということとは出ていないのか

どうかと。何かすごく不思議な感覚だったもので
すから、言われたときに。

中村委員長 荒川局長。

荒川選管事務局長 言葉は確かにどういう状況に
していくか、文字の中にしていくかとなると、な
かなか難しいところがありますので、これについ
ては、さらに我々は勉強させていただきたいとい
うふうに思います。

中村委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

吉成委員 では89ページですけれども、自署式投
票用紙自動読み取り機というものを今回購入され
ているわけですけれども、この性能というのは
どのぐらいなんですか。単純に人海戦術でやるの
とどのぐらい違うのかということです。

中村委員長 荒川局長。

荒川選管事務局長 あれは手でやったところで
どう違うんだというと、なかなか比較は難しいと
ころはあるんですが、今回の参議院議員の7月の選
挙のときに、比例区のほうで使ったんですね。選
挙区のほうは、大変残念というか、こちらで予定
した時間より1時間おくれてしまったんです。疑
問票がたくさん思ったより出たということと、投
票された方が前回3,000枚のときより3,000人近く
多くて、3,000票近く多かったと。それを同じよ
うな人間でやったので、結果的におくれたんです
ね。

ただ、比例のほうを見てこれを使ったんで、遅
れた1時間だったんですが、最終的に終わったの
は4分おくれで、比例のほうは最終的に4分おく
れで終わったということからすると、20分近くは
これを使ったことによって短縮できたのかなとい
う感じはしております。ストレートに、これを使
ったから20分と言えるかどうかわからないんです
が、比較するとそういうところしかないんですが、

そういうことでございます。

中村委員長 よろしいですか。

吉成委員。

吉成委員 いいです、もう。わかりました。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、意見等は
終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり
認定すべきものと決しました。

それでは、選管、監査、固定資産評価、公平委
員会事務局の審査を終了いたしたいと思いますが、
執行部のほうから最後にその他何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さん、何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 では、一つだけ伺います。

来年の4月に県会議員の選挙があるわけですが、
県会議員の定数は前々回でしたか、55名が今の定

数は50名、4万人に1人の割合と聞くんですが、現状那須塩原市と那須町を足して定数が4。大田原市は7万7,000人で2、例えば50人の枠が55人とかにふえるということはもう考えられないと思うんですが、那須塩原市の定数がもしかすると、下野市によって定数が3になるんじゃないかと騒いでいる人がいるんですが、その辺の定数は最終的には県が決めるのか、どこが決めるのか、お伺いします。

中村委員長 荒川局長。

荒川選管事務局長 県ですね。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それはいつごろわかるか、ご存じでしょうか。

中村委員長 荒川局長。

荒川選管事務局長 とにかく今のところ、そういう情報は、うちのほうには何ら一切入ってきてはいませんので。

中村委員長 櫻田委員。

櫻田委員 定数は、次を準備する人に非常に重大な問題だと思うので、恐らく今回はこの地域もかなり激戦にはなると思うし、新興勢力も、みんなの党なんかも推薦でもやっておるので、その辺の定数はわかり次第、よろしくお願います。

中村委員長 よろしいですか。

それでは、終了いたしたいと思います。お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時20分

中村委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

榆木会計管理者がお見えてございますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

榆木会計管理者兼会計課長 (挨拶。)

中村委員長 あいさつが終わりました。

それでは審査に入ります。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

榆木会計管理者。

榆木会計管理者兼会計課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思えます。

早乙女委員。

早乙女委員 この委託料、53ページの足銀への委託料の本庁と西那須野支所の違いというのはどこにあるのか、ちょっと教えてください。

中村委員長 榆木会計管理者。

榆木会計管理者兼会計課長 支所と本庁の派出の違いにつきましては、まず本庁の部分につきましては、足利銀行の派出事務ということで今までは考えていたんですが、17年以降、派出事務につきましても委託料ということで足銀のほうからの委託料がありました。

派出事務ということで2カ所、那須塩原市にはありましたが、1カ所分ということで請求がありました。21年4月から派出の部分について、本庁分についても委託料ということで協議を行いまし

て、本庁派出につきましては、指定金融機関の一部というか、付随するものということで、派出の金額の半分ということで、委託契約を行ったということでございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、会計の皆さんも終わりでございますが、最後にその他で何かございましたら。

〔「こちらからはございません」と言う人あり〕

中村委員長 そうですか。

委員の皆さん、その他で何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 では、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時32分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局長の斉藤局長がお見えでございますので、一言ごあいさつをお願いします。

斉藤議会事務局長 (挨拶。)

中村委員長 あいさつが終わりました。

それでは早速協議に入ります。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

斎藤課長。

斎藤議事課長 (認定第1号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 議長交際費なんですけれども、このところ毎年減ってきているんだと思うんですね。先ほどの課長の説明では70件ということなわけなんですけれども、減った大きな理由というのは、その前あたりは60万を超えているぐらい支出していたと思うんですけれども、主な原因、理由をお願いします。

中村委員長 斎藤課長。

斎藤議事課長 議長交際費でございますが、平成20年度で41万6,000円の支出をしてございます。内容的には、やはり76件の支出なんですけど、この中で会費、祝い金、慶弔費、賛助金等の支出になっているんですね。20年度と21年度を比較いたしましても、20年度も76件で21年度も70件、内訳でいきますと会議が27件、祝い金36件、見舞金1件、香典4件、賛助金1件、激励費1件という形のものでございますから、20年度と比べてもさほど件数的にも差はないという形でございまして、毎年交際費は抑えているというのが現状でございます。

会費等で賄えるものとして納めているものが多くございまして、それ以外は余り交際費のほうから出さないという形はとらせていただいておりますので、ですから執行率でいきますと、20年度は27%、21年度は25.87%ということで、大体30%を切る程度の執行率には抑えてございます。

以上です。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 19年度は61万円からの支出になっているんですね。ですから、その抑えているということが原因で減ってきているんだと思いますけれども、今回は決算ですから、ただ、ことしから関東、全国、それから県の議長会の会長ということですので、そういうことになれば、当然この部分というのは、今度22年度の決算はふえるということの理解でよろしいですか。

中村委員長 斎藤課長。

斎藤議事課長 22年度で県の議長会会長、関東の副会長、全国の理事になってございますが、このごろは負担金のほうである程度、予算化してあるものですから、この交際費に関しまして、その3つで出るかということ、それほど変わらないという形で考えてございます。

ですから、22年度も昨年並み、21年並みの前後という形にはなるとは思いますが、その程度で抑えたいのではないかと考えております。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、議会事務局終了でございますが、執行部のほうでその他で最後に何かございましたら。ございませんね。

〔発言する人なし〕

中村委員長 委員の皆様方から、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ございませんか。

散会の宣告

それでは、時間もちょうどいい時間になりましたので、本日の第1部、総務企画常任委員会を散会といたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 4時45分

総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成22年9月15日（水曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長 中村 芳隆 君	副委員 長 大野 恭男 君
委員 平山 武 君	委員 高久 好一 君
委員 早乙女 順子 君	委員 相馬 義一 君
委員 吉成 伸一 君	

欠席委員（1名）

委員 櫻田 貴久 君

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長 石川 健 君	企画情報課長 古内 貢 君
企画情報課長補佐 藤田 輝夫 君	企画政策係長 山田 隆 君
情報管理係長 松村 儀久 君	情報推進係長 黄木 伸一 君
秘書課長 片桐 計幸 君	秘書課長補佐兼秘書係長 菊地 富士夫 君
広報広聴係長 小泉 聖一 君	市民協働推進課 岡崎 修 君
市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長 人見 寛敏 君	地域活動支援係 石塚 昌章 君
統計係長 阿美 享子 君	総務部長 増田 徹 君
総務課長 金丸 俊彦 君	総務課長補佐 松江 孝一郎 君
行政係長 稲見 一志 君	人事研修係長 高橋 守 君
給与更生係長 河合 浩 君	財政課長 佐藤 行雄 君
財政課長補佐兼財政係長 伴内 照和 君	管財係長 月井 幸一 君
契約検査課長 鈴木 秀男 君	契約検査課長補佐兼契約係長 小仁所 滋 君
検査係長 久留生 利美 君	課税課長 熊田 一雄 君

課税課長補佐 兼税制係長 国民健康 保険税係長 資産税家屋 係長	大 武 利 幸 君 星 久 井 真 樹 君 津 久 井 真 樹 君	市民税係長 資産税土地 係長 收 税 課 長	相 馬 勇 君 関 谷 逸 夫 君 小 林 一 惠 君
收 税 課 長 兼 收 納 係 長	相 場 一 男 君	收 税 課 長 兼 担 當 (副 主 幹)	室 井 宏 二 君
收 税 課 長 兼 担 當 (副 主 幹)	印 南 恭 子 君	收 税 課 長 兼 担 當 (副 主 幹)	藤 田 誠 君
收 税 課 長 兼 担 當 (副 主 幹)	室 井 啓 二 君	西 那 須 野 支 所 長	鈴 木 健 司 君
西 那 須 支 所 總 務 課 長	宮 本 覚 君	西 那 須 支 所 總 務 課 長 兼 補 佐 務 係 長	沼 野 井 隆 君
西 那 須 支 所 總 務 課 長	齋 藤 保 幸 君	西 那 須 支 所 市 民 福 祉 課 長	相 馬 重 富 君
西 那 須 支 所 市 民 福 祉 課 長 兼 補 佐 務 係 長 生 活 環 境 係 長	久 保 周 二 君	塩 原 支 所 長	白 井 淨 君
塩 原 支 所 總 務 福 祉 課 長	君 島 幹 朗 君	塩 原 支 所 總 務 福 祉 課 長 兼 補 佐 務 係 長	江 連 周 治 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 兼 歳 入 係 長	榆 木 保 雄 君 藤 田 友 子 君	会 計 課 長 補 佐 兼 歳 出 係 長	箇 木 妙 子 君 荒 川 正 君
選 管 事 務 局 長 兼 選 挙 係 長	会 田 裕 司 君	監 查 事 務 局 長	選 管 事 務 局 長 兼 務
監 查 事 務 局 長 兼 補 佐 務 係 長	選 管 事 務 局 補 佐 兼 務	監 查 事 務 局 長 兼 監 查 係 長	田 代 正 行 君
固 定 資 産 委 員 会 書 記	選 管 事 務 局 長 兼 務	公 平 委 員 会 書 記	選 管 事 務 局 長 兼 務

出席議事事務局職員

議事事務局長	齋 藤 誠 君	議事課長	齋 藤 兼 次 君
庶務係長	藤 田 惠 子 君		

議事日程

1. 開 議
2. 企画部長あいさつ
3. 企画部審査事項

〔企画情報課〕

- ・議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4.閉会

開議 午前10時00分

開議の宣告

中村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続きまして会議を始めたいと思います。

なお、櫻田委員より病欠のために欠席の旨の通知がございましたので、最初に申し上げておきます。

企画部の審査 午前10時00分

中村委員長 企画部長がお見えでございますので、一言ごあいさつをお願いします。

石川企画部長 (挨拶。)

中村委員長 あいさつが終わりました。

企画情報課の審査

中村委員長 それでは、審議に入ります。

議案第66号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古内課長。

古内企画情報課長 (議案第66号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 ちょっと1つだけお聞きしたい点が、私は、この指定管理者になる時点でちょっと疑問だったことをお聞きしたいと思います、実は八郎ヶ原の件です。

もともと箒根酪農さんでやった、これももちろん合併前の話で、合併のときにこういった状況になったという状況はよく把握していますが、八郎ヶ原の指定管理者について、箒根酪農さんがそのいきさつの中で、また箒根酪農さんが指定管理者を受けるとこの、何ていうんですかね、ちょっと矛盾しているような点を実は一番最初のときに感じておりましたので、ちょっとこの件についてご説明をお願いします。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 私の知っている範囲でお答えさせてもらいたいと思うんですが、今回の指定管理者すべてにつきまして、特定は3年で那須塩原市がやっているんですが、この箒根酪農協、いわゆる八郎ヶ原放牧場につきましては、やはり5年間過ぎまして、今回公募したと。公募の状況が、箒根酪農協だけであったと。実際県内のいわゆる放牧場、30幾つあるんですけども、そういった公の放牧場の指定管理関係、中には栃酪とかやっているところがございます。そういったところも手を挙げて出てくるのかなというように当初は考えておりましたけれども、地理的なこともあるかもしれないんですが、結果としては箒根酪農しか手を挙げなかったという状況で、そういった状況になっているわけですが、委員さんご存じのように、合併する前にそういった状況の中で今回そうなっていると、当然承知はしているわけですが、そんな中で手を挙げているところが箒根酪農協さんしかなかったもんですから、その中で選定委員会で審議をして結果そうなったと

いうことでございます。

ちょっと答えになっているかどうかかわからないんですけども。

中村委員長 よろしいですか。

相馬委員 いいです。ありがとうございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、黒磯の情報化6施設ということで、那須ヘルスセンターに指定管理を指定している件なんですけど、これは質疑でも出ておりましたけれども、この中で新たにということであれば、青木サッカー場の管理が入ってくるわけですね。これらに対するこの那須ヘルスセンター（株）が能力を持っているかどうかというのはどのような、ほかのものに関して言えば当然今までもやってきたわけですから、当然できるんだろうとは思いますが、芝の管理等、ちょっと中身としては違いますので、その辺はどのような判断をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 青木サッカー場、一緒に含めている云々。今おっしゃっていますように、専門的な技術、専門的な知識が必要じゃないかというお話であると思うんですけども、実は今年度、いわゆる天然芝をやっています今の青木サッカー場につきまして、那須ヘルスのほうに委託しているんです、現時点で。そういった状況を踏まえて、じゃどのようにやっているか、その内容もスポーツ振興課のほうに確認したんですが、専門的なところと十分そういった情報を得ながらやっているという話がございまして、問題はないだろうという形でうちのほうとしては考えたというか、選定委員会としてはそういう話で考えたところでございます。

ですから、今までやっているところについては当然那須ヘルスがやっていたので、実績もありますので、問題ないだろうと。青木サッカー場についてはどうなんだという当然お考えもわかるんですけども、ことしについてはそういう形でスポーツ振興もやっていると。内容的に十分対応できているという話がありましたもんですから、そんな話で問題ないだろうというふうには考えたところでございます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 当初の委託料という中で、那須ヘルスのほうに芝の草取り、それから追肥、そういったことの委託をされたという理解でよろしいんですか。

古内企画情報課長 私はそういうふうに思っていました。もしかしたら、要するに委託で、今現在から、ことしについてはそういった形で委託しているという話を聞いていましたので、そういうふうに私は理解しておりました。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 そういうことであればノウハウは持っているという理解になるんでしょうかね。

当初の予算では、青木サッカー場の管理運営事業ということで委託料1,100万円が予算づけされているわけで……

古内企画情報課長 1,075万と私、聞いた数字でございまして、見積もりとった結果1,075万と……

中村委員長 古内課長に申し上げます。私の指示なしに、無断に発言しないでください。

古内企画情報課長 すみません。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 1,100万という予算の話ということで、1,075万ということでスポーツ振興課のほうから聞いておりまして、今の話と同じかなというふうに考えております。

以上です。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 再確認しますけれども、そういった既に委託をされて管理がされているということで、ノウハウは、十分かどうかわかりませんが、持っているという判断をされたということでよろしいんですね。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 そのように理解しております。

吉成委員 わかりました。

中村委員長 ほかにございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 前のお2人の続けてさせていただきましても、今、吉成委員が芝の管理をといっ
て、私、青木サッカー場を天然芝でやるといった
ときに、私は余りスポーツは明るくないし、そう
いう部分は明るくないんですね。でも、一般質問
のやりとりを聞いていましたら、岡本さんと何か
サッカーに割と詳しい人たちが、天然芝の管理
はすごく難しいから、天然芝じゃなくて、今年度
は人工芝でやっていますよね。それがすごく大変
だし、私もサッカーをやったことがある人に聞い
たら、きちっとした管理をすると、1回試合をす
ると何日か休ませて管理をしてだから、そんな簡
単に河畔公園の芝のところ子どもたちがサッカ
ーを自由にやれるように、稼働率とかね、それ
が上げられないのが本格的な芝のサッカー場な
んだというふうに、私もよその人から聞いたらそ
ういうふうに言われましたし、議会の中でも何か
そんなようなやりとりをしていた部分のところで
、と思っていたので、相当きちっとした管理がな
されているのかなと思って。私、あそこを結構通
るもんですから、見ると、結構草が生えていたり
、何か管理がされているというより、委託してい
た今までのところにちょっと簡単な管理をさせてい

るだけで、本格的な管理をしていないというのは、
まだきちっとした稼働がされていないからそう
なのかなと。それにしても余りにも管理がされて
いる芝のように、私もほかのサッカー場とかとい
うのは見ただけなんで、使い方まではわからない
んですけども、ただ見た感じでは余り。それで
私は、あそこに無断で立ち入ってはいけないとい
うふうになっているので立ち入れないんですけ
れども。私が立ち入ると何で入れたんだと、あそ
この管理人さんが怒られるので、私は外から見て
いるだけなんですけれども。

そこら辺のところの、本当に天然芝の管理とい
うものがきちっとなされているかの判断で、でき
ているんですか。要するに今現在ここで、やって
いるからそこでいいというお話でしたけれども、
あの程度の管理でできているというふうに判断は
どなたが、スポ振で判断したということですか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 その部分につきまして、実は
うちのほうで芝を見て、今どういう状況か。なお
かつどのようにその委託を受けている業者が芝の
管理をしているかというのを、申しわけございま
せん、ちょっと承知しておりませんので、スポ
ー振興課としては、それについてはそういう判断
をしているということで、そういう話を伺ってい
ることだけでございます。

以上でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 これって委託をこの那須ヘルセン
ターに委託する場合、委託業者1,000万ですから、
これは随契じゃなくてやったんですか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 申しわけございません。それ
についてはちょっと把握してございません。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 委託して指定管理者になる前に、青木サッカー場の委託をこの那須ヘルスセンター株式会社委託したときの発注状況というのを後で調べて教えていただきたいというふうに思います。そこがちょっと1つ、なあなあにしたくないので、それをきちっと確認したいので、それを1つ、後でいいでするので出してください。

それと、質疑の中で、この判定基準を追加したという時期を公募前でなくて、一たん公募をしたら1社だけだった。1社だけでしたら不合格となってしまう。それでどうしようかということで、選定する前に判定基準を追加した。それで選考委員会にかけたということで、不合格であったけれども大丈夫だという判断を判定委員会がして、それでこれが議案として出てきたという流れだということなんですけれども、この不合格となった時点で、普通でしたらこれで不調となる。きのう入札のところでしたら聞く聞いていたんですけれども、そうしたらこれで不調になる。条件をつけたら、不調になった入札はもう一度こちらの条件に合うところがなかったのかということで、設計を見直してみたり金額を見直してみたり、あと指名業者を入れかえてみたりということをして、もう一回公募するんですね、普通でしたら。ということをきのう検査課が那須塩原で行っている。その間に、不調になったからといって条件を変えて、あなたのところでいいよという判断はしていないんですね。

なぜこれが不合格となったということというのは、不調となったということですので、そのときにこの判定基準を追加しようと言い出した人というのは、どこでなんですか。どこから出てきたんですか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 具体的にだれがどうだという

ことは、ちょっと記憶、うそを言っているわけじゃないんですが、ちょっと記憶にないんですが、選定委員会の委員の中からそんな話が出たと私は記憶しております。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 選定する前に、選定委員会というのは公平に選定しなければいけないのに、選定委員の中から出た。それでいいよねと思ったら、何かそれって選定基準をつくる人も選定する人も、あとみんな何か同じ人たちということで、こういう選定の公平さとか透明性を担保できないんじゃないですかね。選定委員から出たということは、もうこれで不合格となった時点でどうするかという、選定する前に判定基準を追加したというふうに副市長はきのう答えたんですけれども、不合格となってしまう。それで、不合格となってしまうというのは、選考委員会の中に出して、これでは不合格ですねとなってしまうわけですので、選定委員会から出るということはありませんよ。追加という部分は、選定委員会にかける前に判定基準を出したのに、選定委員さんたちが判定基準を追加しようと言い出したということには、そうするとこの間の答弁とは矛盾してしまうんですけれども。

不合格となったということは、選定基準をやって不合格となるわけですので、それなのに選定する前にその判定基準を追加したというふうに副市長は答えているのに、追加しようといったのは選定委員だと思ったら、何か答弁したのが違ってしまっているんですね。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 基本的に、何ていうんですか。初め考えたのが、早乙女委員さんおっしゃっているように、選定基準があるんだから、当然民間なんだからもうステージに乗っからないでしょうと

いう形をまず初めに事務局は実は考えました。その後、当局としても、そうはいてもという話で、かけたいという話がございましたので、そういったことも含めてどうですかという話のときに、含めてその話もしながら選定委員会にかけたという形であったと思っております。

以上です。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、これが出されてきたときに、1社しかないし、これではちょっとだめかもしれないということをスポ振のほうで、選定委員会をかける前にスポ振が言ってきたということですか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 要するに選定委員会にかける前に、この今の経営の部分につきましては、ほかの部分の8項目がございませうけれども、上から6番目までにつきましては担当部で選定、ある程度1回選定しまして、それについて出ていますので、それは単独の考えの部分の部分がまず多いのかなと思っておりますけれども、今回は、その経営に関係する部分につきましては、自己消費率と経常利益率、数字で前年度の実績を見ますと、当然数字が出てきてははっきりわかると。それでも点数的には、2点ということはもう出す時点で、うちのほうに書類が上がってくる時点でそれがわかるわけです。ですからその時点でどうなんだなということは、当然うちのほうとしてもどういうふうに判断しようと。まず事務局としてはそれを考えたわけでございます。

2点なんで、今までの審査基準であれば審査に乗らないということは、当然今のお話のとおりでございます。かといってどうなんだということて提案をしたのが今の話になっているわけでございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 だったら、要するにこれは、最初のところで公募した時点で該当者がいないという場合、どうなさいますか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 実はその審査基準ですが、公募しているときに、その応募者に対して審査基準がこうですということは示していなかったんです。これはほかの部署も示していないんだと思います。ですから、審査基準でもう2点になってしまうよと。例えば点数は出てからわかるものの6番目と。いわゆるその経営については、こういった自己資本比率、経常利益率、前年度の実績、貸借対照表なり損益計算書なりを計算した場合に2点になってしまいますよ。だからもう応募してもしようがないよということの判断は、もう始めからステージに乗っからないんで私は出せませんという応募者はなかったと私は理解しております。

早乙女委員 聞いたことと違ったような気がしたんです。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 じゃもう一回ちょっと違うように聞きますけれども、普通だったらここが出てきて、2につけたところはありますよね、ほかでもね。

古内企画情報課長 あります。2も1もございませう。

早乙女委員 そうすると、それはその時点でここは不合格というふうになんか単純にされてしまうわけですね。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 今までの審査基準であればそういう形になります。

中村委員長 ちょっと暫時休憩をさせていただいて、ちょっと論議を深めたいと思いますんで、暫時休憩をお願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時42分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 私は、指定管理者制度が導入されるときに、むやみに何でも指定管理者にするべきではないというふうに思っていますし、やっぱり指定管理者にするときには、その選考の透明性、市民がきちんとその辺も確認ができる、広く公募されるときか、幾つかの指定管理者制度を導入するときに気をつけなければならないポイントが私もあったと思って。そのところにこのほかのところでも本当に八郎ヶ原の放牧場、これで改善したのだろうかとかという部分のところは、実際にやりとりの中では1社しかないのだからここでいうことで、あと本当にシルバー人材センターだけでいいのかという、こんなに一つのところに集中するという。競わせるということが指定管理者制度のところ、要するに民間にさせなさいということは、市場原理にゆだねて競わせて質を高めるということなだけけれども、何か質を高めるような競争というのが指定管理者制度でできないん

じゃないかなというふうに思った上で、最初言ったように、選考の透明性が確保できないということが、どうしても、何遍聞いてもフェアでないというふうにありますし。聞いていけば聞いていくほど、万が一のことがあったときのリスクが大き過ぎるように集約して発注しているということから、もう少し分割すべきでないかというものもあるけれども、人員とか経費の削減、要するに事務経費的な部分のところを、1社でやれば少なくなるのでということとまとめて同じところに出してしまうということと、逆にリスクはないのかということ、私も総合的に判断して、この指定管理者の指定については賛成できません。

中村委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「すみません、委員長。ちょっと話させてもらってよろしいですか。何か漏れていたこともありますし」「終わりだよ」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

異議がございませんので、挙手により採決いたします。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

中村委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古内課長。

古内企画情報課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

早乙女委員。

早乙女委員 定額給付事務のところ、本会議場でも聞いているので、1点だけ。

実際にこの事業をすることによって、実際にこの職員だけでは無理でしょうから、応援を願ってやったんだと思うんですけども、平常業務にどのぐらい負担をかけたというふうな認識でいらっしゃるんですか。逆に応援をもらって、これで正常業務に何も負担をかけていないという、じゃ人数要らないのかなとなってしまうので、ちょっと微妙な聞き方なのは聞き方なので、別にひっかけて聞いているわけではありませぬので、素直に答えていただければと思います。

次に、23ページのところで電源立地地域対策交付金、これは要するに揚水発電、電気の捨て場の交付金だと思うんですけども、これって今後の見通しというのはどういうふうに出るものなんですか。

中村委員長 2点でよろしいですね。

早乙女委員 はい、いいです。

中村委員長 答弁を求めます。

古内課長。

古内企画情報課長 まず、プロジェクトチームをつくりまして29名、これは企画情報課長も含めまして、ほかの応援部隊じゃなくて、企画情報課の職員も含めての話でございますので、ほかのメンバーというと大体20名ぐらいいはないかと思えます。

十分、当時私も産業観光部にいたもんですから、頼まれたほうの立場にありましたけれども、これについては相当きつい中で、年度末に近い中で始まったもんですから、非常に事務的にはきゅうきゅうの中でやったということをお記憶しておりますので、非常にこれについては、企画課としては非常に、ほかの部署も含めて大変だったなというふうに認識しております。

時間外、これは当然その中の話でもやっていますし、これがある職員手当につきましては時間外の勤務手当の金額が278万幾らというふうになっていますけれども、これについては、時間的には1,161時間ということで、時間外も当然お願いして、企画課職員も当然やっていますけれども、ほかの部署の方、職員の方についても応援をいただいて時間外もやっているということでありますので、十分職員としても大変だったなと、助かったというふうに考えております。

もう一つの電源立地でございますが、今後の見通しというか、その補助金の額であれば、今後この金額はほぼ同じような金額で、交付金として入ってくるというふうのうちの方では見込んでおります。その金額じゃなければ別ですけども、金額についてはそのようにとらえております。

以上でございます。

中村委員長 藤田課長補佐。

藤田企画情報課長補佐 若干補足させていただきますが、電源立地補助金につきましては、施設を運転し出してから10年間経過した後に30年間交付

いただけるという内容の補助金でございます。私どもの市には、全部で市内に9カ所の水力発電所がありまして、うち1カ所が皆さんご承知のとおり揚水式、あとは自流式ということになっていますんで、自流式につきましては、1kwの発電量に対しまして7.5銭、揚水式に関しましては1kwの発電量に対しまして3.75銭を掛けた額が補助金として算定されるということでございます。

したがいまして、繰り返しになりますが、10年以降たったうちから30年については補助金が交付されるというような制度になっております。

中村委員長 ほかにございせんか。

相馬委員。

相馬委員 56ページの広域行政推進費ですか、の件なんです、ここで聞いていいいかどうかちょっと難しいあれなんです、広域事務組合があります。そういう中で、実は私も広域事務組合の議員をやっておりますが、いわゆるクリーンセンターの問題がありました。クリーンセンターが当然那須塩原は単独でこちらのほうに戻ってきたわけですが、あのときの議論の内容は、私は当然いましたから知っております。その件と、もちろん黒羽のあのオアシスセンター、あるいはこの間いろいろ問題の起きた屠畜場会計等々含めたときに、これ発言していいかどうかちょっと考えているんですが、いわゆる広域事務組合事業として今後那須塩原市、もちろんこの広域、大田原市さん、那須町さんとの関係というのは当然ながら健全な方向でやっていかなくはいけないというのは当然でありましょうけれども、この広域事務組合も、言っているのかな、存続というか、本当にその意義があるのかどうかの議論等は庁内の中でされているのかどうか。

これ6,000万ぐらいのあれなんです、そこにおいて、本来なら向こうで、例えば屠畜場の問題

等も向こうの議会で議論すべきことだと思いますが、どうでしょうか、その辺。ちょっとだけ考え方をお聞きます。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 ちょっと答えになるかどうかわからないんですが、確におっしゃっていることは私どもも認識しております。具体的な協議は、内部ではそういった話で話していることもありますが、正式にそういったことについてやっているということは、実際はまだやっておりません。ただ、そういういろんな部門で果たしてどうなのかということは当然認識してございます。

当然クリーンセンターの話もあります。オアシスに関する話がありますし、屠畜場もありましたけれども、広域の職員、職員の問題も実は、正直なところで6,000万というのもありますけれども、ちょっと言っているいいかどうかわからないんですが、人件費というものも多いんです。そういったものを含めてどうなのかなというのが当然あると思います。そういうことは認識しておりますので、ただ、集中行政改革プランの中に広域のあり方ということも候補に入っておりますので、そういった中で、行財政改革の中で検討すべき一つの大きなテーマであるというふうには認識しておりますので、活発な議論はしてありませんが、当然認識は持っております。

中村委員長 相馬委員。

相馬委員 例えば日赤の問題等ありましたね。当然日赤の場合は那須広域事務組合が中心として、その他の広域事務組合とのやりとりがあったかと思えます。そういう中で、実は私、議員として何の、報告は受けましたけれども、議論をした経緯もない。それは管理者同士の話し合いの中でそういうふうなのかなと思いますけれども、果たしてこの事務組合の私人としての活動はしていないと

いう認識なんですよ。ですから、この事務組合というものが果たしてそういった活動をしているのかどうか、必要性、ないと言ったら怒られるけれども、そういう気持ちがあったもんですから、そういうちょっと質問をさせていただきました。

中村委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

吉成委員 1点だけ。

59ページ、鍋掛、それから南公民館の印鑑証明、それから住民票の発行業務なんです、これらは実績としてどのような実績があるのかお聞かせ願いたいと思います。

また、今後も広げていくような考えがあるのかどうかお聞きします。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 まず、21年度の実績でございますが、これが2月から始まっていますから、2月、3月の合計でまずお話しさせてもらいたいんですが、鍋掛については住民票が2月、3月の合計で9件ございます。印鑑証明が21件、合計で30件というのが21年度の2カ月の合計でございます。

南公民館でございますが、やはり2月、3月の合計で住民票が2件、印鑑証明が12件、合計で14件ということで、当初の考えよりも少なかったというのが実績でございます。今後どうするかということは、まだ年度途中でございますけれども、21年度、22年度の実績もずっと踏まえて、今後どうするかというのは検討していきたいというふうに考えております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 2カ月だけのデータですから、その後どういう展開を示しているかわかりませんが、とれるんですよ、鍋掛でも、それから南公民館でも証明書をとれるんですよということは、皆さんほぼこの地域に住んでいる方々というのは

知っていらっしゃるんでしょうかね。広報等当然知らせてはいるのはわかるんですが、その辺はどういうふうに認識されていますか。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 当初広報で周知、PRさせていただきます、その後公民館で、これもあるよということで、常に来た市民の方にお話しして、周知は地域全体にそういった話をしているということで、実際にやっている話は聞いておりますが、南公民館にですね、この前聞いた話の中でございますけれども、一例でございますが、西那須所のほうに、もしくは本庁に行くの等も、何ていうんですか、長靴じゃちょっと行けないと。田んぼ仕事の帰りにちょっと入りやすいんで、非常に使いやすいという話があったということは聞いておりますが、周知については十分やっているんですが、実績としてはなかなかちょっと上がっていないのが実情ということで、周知は地域の公民館を中心に働きかけていると、話はしているのを聞いております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 現実には、やはりほかにもあれば、それは便利だと思うんです。せっかくこう設置をして実績が上がってこないことにはなかなか次に広がっていくということが難しくなってしまうような気がするもんですから、せっかく設置をされているわけですから、今も努力はされていると思うんですけれども、今後も周知徹底をよろしく願います。

中村委員長 ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、企画情報課の審査を終了いたしたいと思いますが、その他で執行部のほうから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さん、何かございますか。

高久委員。

高久委員 質問でもしたんですが、地デジ関係で、生活保護世帯の対応なんですが、全国のデータだと280万世帯のうちの88万しか申請していないというようなデータもあります。それで、那須塩原市の場合は、その申請をしないところへ無料で全部来るわけですが、その生活保護世帯に対してどのくらい申請が出されているかというのをつかんでいましたら。

中村委員長 古内課長。

古内企画情報課長 生活保護世帯が今現在、国として、いわゆるアナログであっても、アナログの受信機に対してチューナーをつければ地デジが見られるというのを無償給付しているという事業が

あるわけです。

おっしゃっていますような話は、データとして私のほうもそれは認識していますが、これは、保健福祉部の社会福祉課のほうの関係の部分が入っていますので、社会福祉課の課長と話をしたことがあるんですが、社会福祉課としては、窓口的にそういった証明は、当然生活保護ですよとかそういった証明を出しているわけです、社会福祉課としまして。その証明を出している発行件数は当然当たり前ですけどもわからない。ただ、それをもって、それをあくまでも、何ていうんですか、その今現在NHKの受信料を無料にするという証明でそこにつけるわけですから。受信が無料になったわけですから。だけれども、そのアナログの映っているいわゆる地デジのチューナーを新設するかどうかというのまでは調べようがないという話なんです。というのは、よく考えれば、アナログ受信機じゃなくても地デジの受信機があるから申請しないという方も中にはいらっしゃると思うんです。そういったことも含めると、NHKの受信料の申請は当然何らかですね、住民票とか非課税とかいろんな証明を持って出して、受信料を無料にしているわけですが、そのチューナー部分については全員の方が申請するとは限らない部分はある。ちょっとそれが把握できないというのは社会福祉課のほうで聞いた状況ではあったもんですから、現段階としてその発行件数、申請書を持っていった方は当然わかりますが、その方が受信料無料だけは申請して、当然無料になっていると思うんですが、地デジのチューナーまで何割の方が申請しているかまでは把握しようがないということなんです。

中村委員長 それでは、企画情報課の審査を終了いたしたいと思います。

お疲れさまでございました。

中村委員長 暫時休憩し、入れかえのために10分
間休憩したいと思います。25分に再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

市民協働推進課の審査

中村委員長 これより、市民協働推進課の審査に
入りたいと思います。

認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた
します。

執行部の説明をお願いします。

岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 (認定第1号について説
明。)

中村委員長 説明が終わりましたので、各委員よ
りの質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 では2点、48ページの1項1目の一般
管理費、自治振興費の補助金、このイベント事業
なんです、昨年から見ると6団体ほどふえてい

るわけです。それらふえたところがどの地区で、
どんなイベントをやるんで補助金申請が出ている
のかを1点、お願いします。

それから、57ページの車座談議推進事業なん
ですが、これについては逆に、運営費じゃなくて事
業費のほうの交付金ですけれども、7団体から5
団体ということで2団体減っているわけです。そ
うすると、どこの地域が2団体減って、どんな事
業をやらないという理由というんですかね、やら
ない理由をお聞かせ願いたいと思います。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 まず、自治振興費補助金
につきましては、全体的に話をちょっとさせても
らいまして、20年度が180件でした。21年度につ
きまして174件ということで6件減ってございま
すけれども、ふえている地域をちょっと今詳細は
ちょっと難しいんですが、今までの傾向ですと、
地域的には鍋掛地区、高林地区、塩原地区が割と
多かったということです。その多いところの分析
をしますと、大体30世帯未満のところ大体6割
申請していないという状況で、そういう地域が、
私どもできるだけ細かく自治会長さんに連絡して
いますので、そういう部分が若干改善された。ち
なみに今年度は192件でございまして、またふえ
てきているということで、徐々にふやす努力をし
て、できるだけ簡単な申請ができるようなとい
う形で進めさせてもらっています。

地域的にはちょっと細かいところまではわから
ないんですが.....

吉成委員 いいです。了解です。

岡崎市民協働推進課長 残りの地域が多分改善さ
れているのではないかとということであります。

あと車座談議につきましては、これが5地区と
いうことで、事業そのものが前年度7地区ござ
いました。ちょっと地域名だけまず確認します。今

年度は、鍋掛、大山、塩原、黒磯……

〔「今年度、今21年度ですね」と言う人あり〕

岡崎市民協働推進課長 失礼、21年度が東那須の5地区です。鍋掛地区、車座談議……

吉成委員 車座談議の20年度は7地区事業をやったわけですね。交付金を出したと。でも21年度に関しては5地区ということですから、2地区が手をおろしてしまった。事業をやめてしまったという理解でいいと思うんですね。それがどこなのか。どんな理由でやめられてしまったのかということ。もうこれ市長の大きな公約ですから、本来であればどんどんふえてくるのかなという思いをしていたもんですから、減った理由。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 まず、全体的に事業が市として、事業建設をして減ったから事業をやっていないというんじゃなくて、例えば先ほど申し上げました狩野地区というのは、ふれあい農園というものを開設しまして、その事業を継続している。初期投資をしたということでございます。

あとは、厚崎地区につきましては、子どもたちの安全・安心の通学路確保をしていくということで、前年度、20年度は刈り払い機等が必要なものをそろえたということで、それを継続して使っているということで、事業そのものは継続しておりますが、当市は、事業費としては計上していないということで、事業は継続されております。

ですから事業をやめたということではございません。

以上でございます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

そうすると、実際には15地区あるわけですね。事業交付金が交付されてなくても、何らかの車座

談議、会議を開いて、運営費としては20万はもらっているわけですから。事業は、やっているところはほかに、じゃ今7地区のほかにですよ、継続してやっているその今狩野と厚崎、ほかにあるんでしょうか。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 私どものほうで今まで事業費を使ってやった事業として9地区ございます。それは継続してやっております。あと、事業費は使っていないんですけども、やはり会議とかですね、費用を伴わなくても継続して事業を行っている。事業というか、車座談議の会議をしなから少しずつやれる範囲でやっているという地域もございます。

ですから、事業費を使ったのは9地区、事業費を使わないで運営費の中で車座談議を進めている地区というのが6地区ということでございます。

中村委員長 ほかにございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 1つ、男女共同参画審議会の委員の今年度の委員会を開いて、21年度から開いていただいていますけれども、その役割をどのような役割の位置づけで開いたかということをお聞かせください。

それとあと、90ページからの統計調査で、法定受託事務としての統計調査としてやる部分のところに、決まりの費用を計上していくわけですが、国勢調査は、この21年度は準備だったんで入っていないと思うんですけども、アンケート的な調査だったりすると要らないのかもしれないんですけども、そのほかの調査のところ、調査員が出向いていたり何らかの形で聞き取ったりするような部分のところには、必ず食糧費とついているんですけども、こういう食糧費というのは、こういう事業にはこのぐらい食糧費を認め

るよという基準というのはあって、これが使えるもんなんですか。ほかのところ、最近、昔と違って食糧費というのはつけなくなってきているんですけども、教育委員会とか、この調査とか、特定のところだけはあるんですね。この食糧費を計上していいよといって、使っていいよというのって、どういうところというのは、この調査の中では何か決まりがあって使ったんですか、これ。

中村委員長 答弁を求めます。

岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 まず、男女共同参画審議会の委員の役割ということで、私もやはり審議会につきましても、行動計画の実施状況、これについて毎年報告をいたしております。それに報告したもののについての意見というものをいただきました。それをまた各課のほうに戻して、改善できるものはしていこうというふうな形で、そういう役割を、内容について確認をしていただいて、その内容をさらに進めていくというふうな役割を持っております。

次、統計調査費の中の食糧費、これにつきましては、調査員の説明会費の運用外ということで、こういう言い方はあれなんですけれども、国からも認められている費用でありまして、額については、調査員の数、これを設定しまして、お茶の飲み物というものを計上しているという状況で、数に対して1本当たりの値段というような算出基準で出しております。

以上でございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 食糧費のほうは、国は結構そういう部分のところでもまだ経費的に余裕があるんでしているのかなと思ったので、それはもう参考までに聞かせていただいたので、あれですけども、構いませんけれども。

男女共同参画審議会の役割というのはわかりました。委員さんからの意見を聞くという位置づけになっている。事業に関しての意見を言っていたくことになっているんだと思うんですけども、それは、意見を委員さんから聞くという一番の目的というのはどこにあるんですか。

中村委員長 岡崎課長。

岡崎市民協働推進課長 やはり男女共同参画、行政だけでは当然進めません。やはり市民全体の方、事業所の方、そういう方に理解をしていただいて、事務を進めていくという中で、さまざまな分野の方から意見を聞きながら、その意見を行動計画の次の年度の行動計画目標、これに反映させていくということだと思っております。

以上です。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、きちんと事業計画を立てる前には意見を聞く。事業が終わったらこの決算とかこういうようなものが出てくる前には必ず今回どうだったかということのご意見を聞く。要するに市民とともに考えたり行動したりしなければうまくいかないからということで、委員会を形骸化させないで、そういうときにやっているんだというふうに理解できましたので、わかりました。

中村委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、市民協働推進課の審査を終了いたしますが、最後にその他で何か執行部のほうからございますか。

ございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さん、ございませんね。

じゃどうもお疲れさまでございました。

中村委員長 では、入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時 分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の審査

中村委員長 これより、秘書課の審査に入りたいと思います。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

中村委員長 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

片桐課長。

片桐秘書課長（認定第1号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 歳入のほうの雑入、36ページ。広報の広告収入ということで、21年度決算は18件ということで、その前のデータを見ると16件だったと思うんです。これは、あの広報からすると何件ぐらい可能なんだろう、スペース的にですね。そういった働きかけとしても当然やっているんだと思うんですが、どうでしょうか。

中村委員長 片桐課長。

片桐秘書課長 広報は大体1回で24ページほど印刷になるわけですけれども、そのうち表表紙、裏表紙というのはちょっと難しいかと思うんですが、中の20ページぐらいはその対象になるのかなというふうには考えています。

働きかけとしましては、昨年度におきましては、黒磯商工会のほうでPR用の機関誌の中にPRをさせていただいたというようなことはあります。

以上です。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 あと1点。

これは以前にもお聞きしているんですが、51ページ、広報活動費支給事業の中の広報モニター、これについてはその前の年からスタートしたと思うんですが、対象者10人だったと思うんです。今回9万ということですから、これは9人ということになるんだろうと思うんです。実績というんですかね、どういう評価をされているかお聞かせください。

中村委員長 片桐課長。

片桐秘書課長 昨年度につきましては9名だったということで、公募したところ9人の方ということで、1名定員に至らなかったということではあるんですけども、その中でいろんな職員が広報誌をつくっているわけですけども、その広報誌の中で、市民からの目線でという提言をいろいろしていただいております。実際にその提言を採用して改正したというようなところの具体的な例を申し上げれば、小さな自然を見つけたというようなものを、今まで2色刷りのところにあったんですが、それはカラーのほうがいいだろうというような提言がありまして、今年度からカラーのページに載せるというような改正はしております。

以上です。

吉成委員 よくわかりました。

中村委員長 ほかにございませんね。

〔「はい」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、秘書課の審査を終了いたします。

その他で秘書課のほうで何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

中村委員長 委員の皆さん、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

中村委員長 その他のその他で、企画部全体についての何かございましたら。

〔「特にございません」と言う人あり〕

中村委員長 ございませんね。

以上をもちまして、企画部の審査を終了したいと思います。

お疲れさまでございました。

その他

中村委員長 それでは、事務局から何かございますか。

事務局 (説明。)

中村委員長 時間もかかりましたが、皆様方の協力をいただきまして全日程を終了することができました。ありがとうございました。

あしたは、皆さんどうぞごゆっくりお休みをいただきたいと思います。

あと、討論する方は忘れないで提出をしていた
だきたいと思います。

閉会の宣告

中村委員長 以上でございます。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 零時 15分